

令和3年6月4日開会

令和3年6月4日閉会

令和3年三宅町議会 第2回定例会会議録

三宅町議会

令和3年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月4日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
諸般の報告	8
議案第26号～報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	33
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
一般質問	37
久保憲史君	37
松本健君	38
渡辺哲久君	48
森内哲也君	57
池田年夫君	61
閉会中の継続審査について	68
町長挨拶	69
閉会の宣告	70

署名議員.....71

三宅町告示第237号

令和3年6月三宅町議会第2回定例会を
次のとおり招集する

令和3年5月21日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和3年6月 4日 金曜日
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和3年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

令和3年6月4日金曜日

1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月4日金曜日	午前10時00分	定例会開会

令和3年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和3年6月4日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	森 本 典 秀
みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	住 民 福 祉 部 長	宮 内 秀 樹
健康子ども局長	植 村 恵 美	ま ち づ くり 推 進 部 長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	岸 本 奈 己

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員 渡 辺 哲 久 6 番 議 員 森 内 哲 也

令和3年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和3年 6月 4日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 議長報告
- (2) 三宅町議会改革調査特別委員会委員長報告
- 日程第4 議案第26号 令和3年度三宅町一般会計第2回補正予算について
- 日程第5 議案第27号 令和3年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について
- 日程第6 議案第28号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第29号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第30号 三宅町公民館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議案第31号 財産の取得について
- 日程第10 議案第32号 中央公民館解体工事及び外構第2期工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第33号 磯城郡水道企業団の設立について
- 日程第12 承認第3号 (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第1回補正予算について
- 日程第13 報告第2号 令和2年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報告第3号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第15 報告第4号 令和2年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第16 同意第1号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 発議第3号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 発議第4号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第19 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。定刻になりました。

本日令和3年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和3年度一般会計第2回補正予算を初めとする議案8件、承認1件、報告3件、同意1件、発議2件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年6月三宅町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、去る4月30日、町監査委員により、地方自治法第98条第2項の規定に基づき、町議会から請求のあった監査について、同法第199条第9項の規定により結果の報告がありました。

本町といたしましては、監査の意見においてご指摘をお受けしているとおり、関連事例の抑制のために、プロポーザル方式の実施に係るガイドラインを早期に作成することはもちろんのこと、公文書の管理についても、制度体系を明確にするため、規程等の見直しや整理を図るとともに、職員の共通認識を図るためにも、職員研修も併せて実施すべきであると考えております。

いずれにいたしましても、本監査結果を真摯に受け止め、報告書の最後にもあるとおり、今後、全ての関係者に対し公平性、透明性、客観性を確保し、疑念が生じないよう適切かつ

円滑な運用を行うために必要な実効性のある措置を講じてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告でございますが、現在実施中である新型コロナウイルスワクチン接種は、5月より開始しました65歳以上、89歳以下の方への1回目の接種率も47%を超えており、2回目の接種が7月末までに完了するよう着実な実施を進めているところでございます。

また、16歳から64歳以下の方への接種についても、基礎疾患がある方への接種を優先させていただきますが、7月より開始する予定をしており、順調に接種が進む中、大きな混乱や副反応による体調不良を訴える方もなく、毎回無事終了することができております。

そのような中、ワクチン接種体制の強化と感染者等への生活支援給付、併せてあざさ苑空調設備の経年劣化による故障修繕のために、議員の皆様のご理解の下、5月21日付の専決処分により補正予算を計上させていただきました。

また、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業についても補正予算を提出し、住民の皆様への生活支援等を中心とした事業を速やかに実施してまいりたく考えております。

さて、本定例会に提出をしております案件は、議案8件、承認1件、報告3件、人事の同意1件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和3年6月三宅町議会第2回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により 5 番議員、渡辺哲久君及び 6 番議員、森内哲也君の 2 人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の 1 日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。

まず、私のほうから、令和 3 年 3 月第 1 回定例会におきまして決議のあった監査請求について、去る 4 月 30 日付で議長宛てに監査結果の提出がありましたことを報告します。

なお、内容につきましては、既に議員各位へ配付しておりますので、確認していただいていると思います。

次に、閉会中に開催されました三宅町議会改革調査特別委員会の報告を求めます。

委員長、松本 健君。

○議会改革調査特別委員会委員長（松本 健君） それでは、三宅町議会改革調査特別委員会の報告を行わせていただきます。

議会改革特別委員会は、前回 3 月の第 1 回定例会での報告の後、3 月 23 日に第 18 回目を最終回として開催しました。本委員会は、令和元年の 9 月議会の後、全議員参加の下、約 1 年半にわたり活動してきたわけですが、ここで改めて、本委員会の全 18 回の概要とともに、討議による結論を報告いたします。

委員会は、まず、議会改革の項目について委員各位にアンケートを取り、委員会の進め方について話し合うところからスタートしました。その中で、住民アンケートを取ることが提案され、前半 6 回目までをかけ、住民アンケートの内容を話し合い、質問の内容を取りまとめました。実施に当たっては、町長選の終了を待って開始する予定でございましたが、直前に

なり、委員の中から反対の声が上がり、多数決の結果、アンケート実施は見送ることになりました。

委員会のほうは、第7回から第11回の際に、当初掲げた議会改革の項目約30について学習会、フリーディスカッションを行い、個々の理解を深める時間を取りました。その後、第12回、第13回で、全項目から委員個々が実施すべきと考える項目を提出していただき、結果として6項目を抽出することができました。そして、第14回から第18回までの間に、その6項目を実施項目として具体化しました。

具体的な実施項目、実施内容を次に示します。

1点目は、条例、規則等の見直しです。

委員会で決定した内容は、三宅町議会委員会条例、三宅町議会会議規則、三宅町議会運営委員会設置要綱の一部変更で、それに加えて、直近の標準会議規則の変更に伴うものや、また、動画公開、政務活動費公開に関する項目を加えて、議員発議で行うことになりました。このうち、今回、条例、規則に関して発議させていただきます。

2点目は、議会による事業評価です。

今期より、常任委員会の活動として、主要なテーマを決め、調査、研究、事業評価を実施していくことにしました。

3点目は、議会の動画公開です。

現在、既に録画が行われている本会議（定例会）を対象として実施することを前提とし、要綱の作成に当たることとなりました。要綱の作成と併せて、必要な機器についても事務局で検討していただいた上で、準備が整い次第、実施することになります。

4点目は、議会報告会です。

議会の結果報告という形を取るか、特定のテーマを設けて住民の意見を聴く意見交換会という形を取るか、それらをミックスした形にするか、具体的な進め方は広報チームをつくって具体化することとなりました。

5点目、議会だよりの作成についても、広報チームで推進に当たることとなりました。

なお、議員定数の見直しについては、さきの3月議会で発議され否決となったのは、ご存じのとおりです。

最後に、総括であります。本特別委員会は、地方分権を担うことのできる議会を目指して調査活動を進めてまいりました。情報公開、住民参加、議会機能強化に向けて一歩を踏み出すことができたと思っております。しかしながら、これはまだまだただの第一歩目です。こ

の先、地方のことは自分たちで決める、住民自治を担う議会に向けて一步目を歩みながら、その先を目指していくことになります。

特別委員会としての活動はここでいったん終了となりますが、この先、議長、副議長、常任委員会、広報チームによる活動で、三宅町の住民に帰する議会改革が進むことを確信しております。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎議案第26号～報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） これより議事に入ります。

日程第4、議案第26号 令和3年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第16、同意第1号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては、熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第4、議案第26号 令和3年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第15、報告第4号 令和2年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの議案8件、承認1件、報告3件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長に提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年6月三宅町議会第2回定例会に提出をいたしました各議案等についてご説明申し上げます。

議案第26号 令和3年度三宅町一般会計第2回補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正の主な要因は、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業の増額補正及び令和3年4月1日付の人事異動に伴う人件費の調整を行ったことによる減額補正及び一部の事業経費について補正予算を行ったものでございます。

では、歳入からご説明をいたします。

8、9ページから10、11ページまでをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、保育所運営費国庫負担金184万2,000円の増額を、項2国庫補助金では、社会保障・税番号制度補助金26万4,000円、個人番号カード交付事務費補助金344万7,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,036万円、子育て世帯生活支援特別給付金547万9,000円、子ども・子育て支援交付金5万6,000円の増額をそれぞれ行っております。

次に、款15県支出金、項1県負担金では、保育所運営費県費負担金61万6,000円、次のページに移って、項2県補助金では、子ども・子育て支援交付金5万6,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

まず、人件費関係の補正予算につきましては、12、13ページの款1議会費から30、31ページの款10教育費において、令和3年4月1日付の人事異動に係る人件費を、各予算項目の節1報酬、節2給与、節3職員手当、節4共済費、節18負担金補助及び交付金において、それぞれ予算調整を行うとともに、育児休業に係る代替職員の臨時的任用職員人件費を削除し、人件費の全体として514万5,000円の減額を行うとともに、新たに育児休業代替派遣職員の委託費680万3,000円の増額を行っております。

それでは、人件費以外についてご説明をいたします。

ページをお戻りいただき、12、13ページ下段から14、15ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費では、新型コロナウイルス感染症の情報をさらにきめ細やかに発信するため、節10需用費の印刷製本費11万円、節11役務費の通信運搬費37万3,000円を合わせ、48万3,000円の増額を行っております。

次に、16、17ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7交流まちづくりセンター費では、交流まちづくりセンターの清掃委託料として、節12委託料133万4,000円の増額を、シェアキッチン設備の整備経費として、節11役務費の広告料10万円、節17備品購入費のうち200万円を合わせ、210万円の増額を、図書館の機能を充実させるとともに、利用促進と人材育成に係る経費として、節7報償費107万円、節8旅費20万円、節10需用費の消耗品費28万8,000円、節12委託料の電算事務委託料33万円、節13使用料及び賃借料の使用料125万円、節17備品購入費のうち91万4,000円を合わせ、405万2,000円の増額を行っております。

次に、目10特別定額給付金事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により住民生活への影響が長期化する中、新生児を子育てする家庭への生活支援を行うための新生児特別定額給

付金事業として、節11役務費3,000円、節19扶助費350万円を合わせ、350万3,000円の増額を行っております。

次に、18、19ページの中段をご覧ください。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳で、戸籍副本データ管理システムにおける情報送信作業を委託するために、節12委託料の電算委託料のうち26万4,000円を増額、また、マイナンバーカードの普及促進を図るために、地域振興券事業において上乘せ分を交付するための事業経費として、節10需用費の消耗品費のうち5万円、印刷製本費10万円、節11役務費の通信運搬費のうち148万1,000円、節12委託料のその他委託料466万9,000円を合わせ、630万円の増額を、節10需用費の消耗品費のうち36万9,000円、節11役務費の通信運搬費のうち156万円、節12委託料の電算委託料のうち127万2,000円、節17備品購入費24万6,000円を合わせ、マイナンバーカードの交付率の向上を図るための事業を実施するため、344万7,000円の増額を行っております。

続いて、2ページおめくりいただき、22、23ページ中段をご覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で、保育所利用希望者が増加したため、節12委託料の児童委託料で286万円を増額、節1報酬の非常勤職員報酬で養育支援訪問が増加したことにより17万円の増額を、子育て世帯支援特別給付金事業を実施するため、節10需用費の消耗品費10万円、節11役務費の通信運搬費3万4,000円、手数料6万2,000円、節12委託料のその他委託料39万3,000円、節18負担金補助及び交付金の補助金465万円を合わせ、523万9,000円の増額を行っております。

続いて、24、25ページ中段をご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、避難所の衛生状態の保持をし、感染症拡散防止を図るための衛生用品及び非常用電源を確保するため、備品購入費のうち153万4,000円の増額を、感染者及び濃厚接触者の容態を早期の把握し、重症化を防ぐための医療機器の貸出し事業を実施するため、節10需用費の消耗品費1,000円、節17備品購入費のうち33万円を合わせ、33万1,000円の増額を行っております。

26、27ページ中段をご覧ください。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる住民の生活支援及び地域経済の循環を促進するために地域振興券を発行するため、節11需用費の消耗品費5万円、印刷製本費16万5,000円、節12役務費の通信運搬費150万円、節13委託料の6,887万5,000円を合わせ、7,059万円の増額を行っております。

最後に、32、33ページをご覧ください。

款14予備費では、1,198万5,000円の減額を行うことにより財源調整を行っております。

以上のことから、今回の補正予算は、第1回補正予算後の36億7,152万1,000円に対し、歳入歳出それぞれ9,212万円を増額し、予算総額を37億6,364万1,000円とする補正予算を行ったものでございます。

続きまして、議案第27号 令和3年度三宅町水道事業会計第1回補正予算については、上下水道課職員の人件費について、人事異動による過不足調整として増額補正を行うものであり、収益的支出において営業費用425万2,000円を増額し、総額9億8,605万4,000円とする補正予算を行ったものでございます。

続いて、議案第28号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年3月31日付にてそれぞれ公布されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要は、個人住民税所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族を明確化する改正、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期間を令和9年度分まで延長する改正、固定資産税において、都道府県知事等の認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設について特例措置を設ける規定を整備する改正でございます。

続いて、議案第29号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの発行に係る手数料徴収事務を地方公共団体情報システム機構から委託できることとされたため、本町のマイナンバーカード再発行手数料について、法律の施行日である令和3年9月1日以降、規定を廃止するものでございます。

次に、議案第30号 三宅町公民館条例を廃止する条例の制定については、三宅町交流まちづくりセンターMi i Moが設置されたことに伴い、三宅町中央公民館が解体されることとなったため、本条例を廃止するものでございます。

議案第31号 財産の取得については、三宅町交流まちづくりセンターの什器備品等の調達に係り、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第32号 中央公民館解体工事及び外構第2期工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第33号 磯城郡水道企業団の設立については、地方自治法第284条第2項の規定により、川西町、三宅町及び田原本町の3町において、水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、関係団体との協議により規約を定め、磯城郡水道企業団を設立することについて、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

続いて、承認第3号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第1回補正予算については、新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化及び新型コロナウイルス感染症対策事業の実施、並びに保健福祉施設あざさ苑の空調設備の故障発生に伴い、緊急に予算措置を行ったものでございます。

では、歳入からご説明をいたします。

補正予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

款12分担金及び負担金、項3衛生負担金では、国保連合会からの住所地外・医療従事者等に対する新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金として184万8,000円を増額しております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,978万2,000円、項2国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金280万7,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金308万4,000円を増額をそれぞれ行っております。

次に、款18繰入金では、公共施設整備基金繰入金を公共施設整備の財源に充当するため、400万円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、あざさ苑の空調設備において、経年劣化による故障を修繕するため、節10需用費の修繕料444万5,000円を増額を行っております。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、生活支援給付金事業の実施のために、節11役務費の通信運搬費のうち7,000円、節18負担金補助及び交付金の補助金280万円を合わせ280万7,000円を増額を、新型コロナウイルスワクチン接種体制を強化するために、節1報酬89万5,000円、節3職員手当等960万円、節7報酬費334万6,000円、節10需用費の消耗品費50万円、節11役務費の通信運搬費のうち15万4,000円、手数料8万4,000円、

保険料33万9,000円、節12委託料749万5,000円、節13使用料及び賃借料212万3,000円、節17備品購入費17万8,000円を合わせ、2,471万4,000円の増額を行っております。

続いて、12、13ページをご覧ください。

款14予備費では、公共施設整備の財源に充当するため、44万5,000円の減額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、当初予算額36億4,000万円に対し、歳入歳出それぞれに3,152万1,000円を増額し、予算総額を36億7,152万1,000円とする補正予算を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年5月21日付にて専決処分を行い、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるとでございます。

続きまして、報告第2号 令和2年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、公共施設ICT環境整備事業、複合施設整備事業、図書館パワーアップ事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、道路維持管理事業、社会資本整備総合交付金事業、避難所コロナウイルス感染症対策事業、ICT環境整備事業、感染症対策事業の9事業において、令和3年度に繰越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次に、報告第3号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費計算書の報告については、ストックマネジメント実施方針に基づく管路調査業務において、令和3年度に繰越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

最後に、報告第4号 令和2年度三宅町水道事業会計予算繰越明許費計算書の報告については、奈良県の河川改修事業の工期が延長し、本町においても事業を令和3年度に繰り越し、執行する必要が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

以上が今定例会に提出いたしました議案8件、承認1件、報告3件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） はい、ご苦労さまでした。

ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第4、議案第26号 令和3年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより、日程第

12、承認第3号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第1回補正予算について
までの議案8件、承認1件の総括質疑を許します。

なお、理事者側には、議案に関することのみお答えください。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 5番、渡辺です。総括質問を行います。

まず、議案第33号 磯城郡水道企業団の設立について。

磯城郡企業団の権限の範囲がどのように合意されているのかについて確認したい。

まず、第3条1、水道事業の経営に関する事務について質問します。

三宅町は、下水道などの更新計画、ストックマネジメント実施方針を昨年度に作成し、本会議の報告第3号にあるように、管路調査業務850万3,000円が今年度に繰り越されています。各町も同様の計画を持っているでしょう。更新の優先順位などはどのように決定されるのですか。全県レベルで判断されるのか、磯城郡事業団レベルで判断されるのか、今分かっている範囲でお答えください。

次に、第3条2、公共下水道等の使用料の徴収に関する事務について質問します。

水道料金の計算、請求ソフトなどの運営システムは、企業団の設立により統合されるのですか。その場合、県内同一方式になるのか、磯城郡事業団で統一するのか、決まっている範囲でお答えください。

次に、コロナ対策について質問します。

議案第26号 三宅町一般会計第2回補正予算について。

コロナ禍による生活困窮は、昨年の第1波、第2波よりも、今年に入り、特に春からの第4波で一気に増加しているそうです。

以下、5月29日の毎日新聞の記事です。

てのはしという団体は、2003年から毎月第2、第4土曜日に炊き出しを実施してきた。20年4、12月までは100から200人台を推移してきたが、今年1月以降は、天候の悪い日を除き毎回300人以上が集まっている。記者が男性を取材した5月22日は383人に上り、過去10年で最多となった。てのはし代表理事の清野賢司さんは、「コロナ禍では、昨年4月の緊急事態宣言のときに最初のピークが来ました。今年1月からはそれを上回るペースで増え、リーマンショック時以来の多さになっています。新型コロナの影響が長期化し、これまでどうにか生活をつないでいた人たちが耐えられなくなったということでしょう。初めて炊き出しに並んだという人もいます」これまで多かった50代、60代に加え、30から40代の若い世代が増え

ているのも特徴だそうです。

国が困窮家庭に最大30万円を配布することを決めたと5月29日に報道されていますが、その対象者が、特例貸付けを限度額まで借りている世帯に限定されるそうです。困窮家庭の中にも、特例貸付けをしても将来の借金が残ると、あえて申請しなかった世帯もあります。

以下、5月29日の朝日新聞の記事です。

特例貸付けは知っているが、あえて利用してこなかった。「借りたら今はいいかもしれない。でも、正社員にでもなって収入が増えない限り返せそうにもないものは借りたくない。今の困窮を将来に先送りするだけでは」と女性は言う。特例貸付けは、返済のタイミングが来たとき住民税が非課税であれば、返済が免除されることも知っている。だが、将来の自分が当てはまるのか、今の時点では判断がつかず、借りていないと言う。外食はしない、3食自炊だが、用意するのは子供の分だけだ。自分は1日1食、夜にだけ子供の食べ残しを食べる。

この記事にあるように、特例貸付けを受けるかどうかは、いわば生き方の選択であり、差がつくのは大きな問題です。国の施策でこぼれる世帯の支援策を三宅町は独自に実施してきました。今回の第3弾には含まれていませんが、国の最大30万円の支援金でこぼれ落ちる人々への支援を今後検討する考えはありますか。

また、今年度、国は独り親の低所得世帯を対象にした子育て世帯生活支援特別給付金独り親世帯分の支給を決定します。子供1人当たり一律5万円の給付額です。この支給は三宅町ではいつ始まる見通しですか。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

まず、1点目の磯城郡水道企業団の設立という部分は私から回答させていただきます。

まず、1点目にご質問いただいております磯城郡企業団の権限の範囲がどのように合意されるのかについて確認したいということでございます。第3条（1）の水道事業の経営に関する事務についての質問でございます。

こちらのほうは、これまでも説明をさせていただきましたとおり、下水道管などの更新事業は磯城郡水道企業団で行うことはございません。これまでどおり、公共下水道特別会計の中で行う事業でございます。

次に、2点目のご質問でございます。第3条（2）公共下水道等の使用料金の徴集に関す

る事務についてでございます。

こちらにつきましては、公共下水道等の使用料金の徴収事務は、各町から企業団に委託をする予定でございます。これは、現状でも下水道事業から上水道事業において委託をしているので、現状と変わりはありません。

なお、水道料金システムは、磯城郡水道企業団で広域処理する方向で事務を進めております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 続きまして、三宅町一般会計第2回補正予算のコロナ対策についての質問にご回答させていただきます。

まず、1点目についてですが、三宅町としましては、昨年度から実施しております町独自の支援策である新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者への休業助成金及び新生児定額給付金を継続実施いたします。また、補正予算上には計上されておりましたが、経済的に困窮している世帯に対して、幼稚園等の給食費の費用負担を免除できるよう、規則改正のほうを行っております。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯分）につきましては、奈良県より5月に対象世帯に対して給付は完了しております。

町が事業主体となる独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分につきましては、対象者を児童手当及び特別児童扶養手当の支給を受けているものとし、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものを対象に、5万円を給付いたします。この事業につきましては、児童手当の現況届審査後に対象となるものを抽出し、支給のほうを開始いたします。

また、18歳未満のお子さんを養育している方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情があると認められるものに対しての給付については、非課税世帯の給付が完了次第、実施してまいります。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、よろしいですか。

○5番（渡辺哲久君） はい。

○議長（辰巳光則君） はい、すみません。

それでは、4番議員、松本 健君。

松本君。

○4番(松本 健君) 質疑いたします。自席から失礼します。

議案第30号 三宅町公民館条例を廃止する条例の制定について質問いたします。

この条例に関連する要綱や規則の類いにはどのようなものがありますか。

中央公民館を取り壊すから公民館条例を廃止するということのようにですが、中央公民館機能はM i i MO交流まちづくりセンターに引き継がれるものと理解しています。住民の大半もそのような認識でしょう。

今回、廃止しようとしている三宅町公民館条例には、目的として、「三宅町の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する目的をもって、本町に公民館を設置する」と記されています。第1条です。

一方、この3月に制定された三宅町交流まちづくりセンター設置条例では、「三宅町の未来を育む交流まちづくり拠点として、多世代交流及び地域活動の活性化を図るとともに、地域のにぎわいの創出と安心して生活できる地域社会の構築に寄与するため、三宅町まちづくりセンターM i i MOを設置する」となっています。

これらの条例を比べてみる限り、現段階では、中央公民館が担っていた社会教育、生涯教育の場はM i i MOに引き継がれていないように見えますが、役場の見解を伺います。

今後、三宅町民の社会教育・生涯教育の場を行政はどのように提供しようとしているのか、見解を伺います。

公民館条例は、建物の定義もさることながら、こういった社会教育、生涯教育に行政がどのような箱物をもって取り組むかを示すものであると考えます。例えば、地区の公民館分館は、必ずしも町の持ち物ではありませんが、その箱を使って公民館機能、すなわち社会教育、生涯教育に当たることをうたったものだと言えましょう。同様に、M i i MOは、公民館機能を含む複合施設として建設されたものであり、M i i MOを活用して社会教育、生涯教育の場とすることを条例でうたうべきと考えますが、見解を伺います。

併せて、このこと、公民館条例廃止について、文化協会等とはどのような協議状況となっているのでしょうか。ご紹介ください。

次に、各地区の7か所に定義されている公民館分館についてです。

さきの自治会長会で、従前の公民館分館運営補助金を廃止し、今年から自治振興交付金に同額を乗せて交付する旨の説明がありました。その席上では、公民館分館をなくすが前提で

補助金の話をしているが、そもそも公民館分館をなくすということについて、地元との対話がないのはいかがなものかと大反発があったように記憶しております。その後も、いまだ一切の対話の場がないと多くの方がおっしゃっています。

公民館分館の廃止について、住民と対話した上で条例を触ったほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

また、個別には指摘させていただいていますが、今回、公民館条例が廃止されると同時に効力をなくすと言われている公民館分館運営補助金交付要綱というものがあります。全7条からなり、主に運営補助金の交付について記されていますが、第7条に、分館の維持・補修のため、特に多額の経費を要する瞬時的な工事については、当該自治会長の申請により、予算の範囲内で、町長が相当と認める額を助成することができるというのがあります。このうち毎年の運営補助金の部分は、自治振興交付要綱に引き継がれたと聞いていますが、そのとおりでしょうか。

また、第7条に当たる部分については、こういった要綱に引き継がれているのでしょうか。どのような内容で作成済みなのか、作成しようとしているのか、教えてください。

最後に、この条例の廃止をこの議会で今、行えなかった場合、こういった不具合が生じるのでしょうか。お教えてください。

続きまして、議案第33号 磯城郡水道企業団の設立について質疑いたします。

これまで水道広域化の話では、磯城3町の経営統合であり、事業統合ではない。共同で事務の効率を図るものの、資産や収支、会計は3町別々、水道代も別と聞いていました。この磯城郡水道企業団は、地方自治法284条で言う一部事務組合そのものですか。

今回の提案にある磯城郡水道企業団により、三宅町は三宅町水道事業を廃止し、磯城郡水道企業団は三宅町水道事業の認可を取る。同様に、磯城郡水道企業団は田原本町、川西町の水道事業の認可を取り、3つの独立した事業を企業団で行うという形になるのでしょうか。それとも、企業団は3町の水道事業を単一の事業認可という形で取得するのでしょうか。

会計が別イコール別事業という認識でよろしいでしょうか。

この企業団に議会を置くことになっていますが、3つの事業、少なくとも3つの会計を扱う事業に対して、この企業団の議会は全てのチェックを行うことになるのでしょうか。

さて、一方で、町長は、水道事業等の統合に関する覚書、令和3年1月25日というもので、さらに広域連携となる奈良県広域水道企業団を令和6年度までに設立し、令和7年度までに事業開始しというものにサインされていますが、もしこのとおり事が運ぶことになった場合、

令和6年度に磯城郡水道企業団が廃止され、県広域水道企業団が単一の事業認可を取ることになるのだと思います。その際は、三宅町議会の議決を必要とすることになるのでしょうか。それとも、磯城郡水道企業団の議会の議決事項となるのでしょうか。はたまた事業の廃止や認可については、議会の議決は一切必要なくなるのでしょうか。教えてください。

地方自治法284条の2によると、執行機関は、一部事務組合の設立と同時に消滅とありますが、三宅町水道事業の設置等に関する条例、三宅町水道給水条例というものは今はありますが、これは、今回、企業団の成立とともに自動的に消滅するということになるのでしょうか。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 中谷局長。

○教育委員会事務局長（中谷亮一君） 失礼します。

議案第30号、松本議員の総括質疑なんですが、教育委員会はもとより、総務部、リノベーション推進部も関連はしてくると思うんですけども、議案第30号につきましては、教育委員会から上程、提出させていただいておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず初めに、三宅町公民館条例を廃止するに伴い影響がある規則等については、まず、一部改正するものとして、三宅町管理職員等の範囲を定める規則、三宅町教育委員会の事務局の組織及び運営に関する規則、三宅町長の権限に属する事務の一部を町の教育委員会に委任する規則、三宅町教育委員会公印規則、三宅町社会教育指導員設置に関する規則、三宅町スポーツ推進委員に関する規則の6規則、廃止するものとしましては、三宅町中央公民館管理運営規則、公民館分館運営補助金交付要綱の1規則、1要綱であります。

また、教育委員会といたしましては、三宅町文化協会及び三宅ゆるスポクラブなどの社会教育関係団体の皆様や生涯学習推進講座、文化祭など、長年、中央公民館を利用いただき、また活用し、社会教育、生涯教育を推進してまいりました。

今後は、三宅町交流まちづくりセンターM i i MOがその一翼を担うわけではございますが、社会教育法第10条の社会教育関係団体の定義といたしまして、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものを言うことがあります。よって、ぜひとも引き続きM i i MOを利用いただき、M i i MOがよりよいものとなるよう、その一翼となっただきたいとは思いますが、強制することはできません。

各種団体が自主的に活動の場を探され、活動を行うこともあろうかと思えます。昨年12月

に政策推進課よりM i i MOクラブの説明会を中央公民館を利用されている社会教育関係団体の代表者も含めて行われ、おおむね理解されたとの報告を受けておりますので、多くの団体の皆様がM i i MOを利用していただけるものと考えております。

また、その方々による文化祭など、三宅町文化ホールとM i i MOを活用した素晴らしいものにできるよう、M i i MO運営室と連携しながら行ってまいりたいと思います。

また、三宅町公民館条例第1条の目的は、社会教育関係団体に限ったことではなく、三宅町の住民のために公民館を設置するとなっております。このことから、三宅町交流まちづくりセンター設置条例第1条の設置においても、多世代交流及び地域活動の活性化を図るとともに、地域のにぎわいの創出と安心して生活できる地域社会の構築に寄与するためとなっております。社会教育関係団体が利用することに何ら問題があることではないと考えますので、社会教育、生涯教育の場とすることを条例でうたうべきであるとは、教育委員会としては考えておりません。

また、中央公民館が解体されることにより、公民館機能が今後どうなるかの不安を抱いておられた文化協会を初め、中央公民館を利用していただいていた団体に向けましては、令和2年度第2回三宅町社会教育委員会議において、三宅町交流まちづくりセンターM i i MOへの公民館機能移設について説明を行いました。部屋の使用料等の懸念の意見はありましたが、M i i MOの活性化になるように協力していくとご理解していただきました。

また、三宅町中央公民館の分館として、その運営を助成するための補助金を教育委員会所管において交付させていただいておりましたが、今後は、公民館分館ではなく、自治会館として運営費の補助金を総務部所管において交付することとし、公民館分館運営補助金交付要綱は廃止いたします。

なお、自治会館運営費の交付額は、公民館分館運営補助金の計算根拠に準じて、引き続き総務部所管において交付してまいります。

また、維持補修のための臨時的な工事費用の助成については、総務課において自治会館修繕補助金の取決めを検討していると伺っておりますし、教育委員会として、その協議の場に入ることはやぶさかではないと考えております。

最後に、三宅町公民館条例の廃止にご賛同が得られなければ、中央公民館を解体することができなくなりますので、そのことによる影響はあると思います。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 次は、岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

続きまして、磯城郡水道企業団の設立についての部分について、私からご回答申し上げます。

まず、1点目の水道企業団は地方自治法284条で言う一部事務組合ですかのご質問でございます。

こちらにつきましては、そのとおりでございます。

次に、事業認可の部分でございます。

こちらにつきましては、磯城郡が目指しておりますのは、企業団が複数の水道事業を経営する経営の一体化でございます。企業団は、町ごとの3つの水道事業認可を取得することの見込みでございます。

また、会計につきましては、各町個別のセグメント会計を基本といたしまして、水道事業ごとに区分された形で経理を行ってまいります。

次の企業団の議会についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、この企業団議会は、全てのチェックを行うことになるのでしょうかというご質問でございますが、そのとおりでございます。

次に、水道事業の統合にかんする覚書、奈良県広域水道事業団の部分でございます。

こちらにつきましては、覚書の締結式以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、県域水道一体化に向けた事務レベルの作業部会等も延期になっております。今後は、他市町村の動向も見ながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

最後に、水道事業の設置条例の自動消滅という部分のお答えでございます。

水道事業の関係条例の議案につきましては、12月議会に上程を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、再質問は。

松本議員。

○4番（松本 健君） まず、公民館のほうですけれども、まず、中央公民館の機能としてM i i MOが引き継ぐということについては、文化協会等の理解は得られていますという回答をいただいたと思っております。分館分に関しては、第7条にある建て替えの何とかというのに関しても、自治会館の補助金というので要綱を、今、つくろうとしていますと、つくりますということですね。今回これが承認されなければ、これからの解体ができなくなりますということですね。確認なんですけれども。それで問題なければそれで結構です。

次、第33号、水道のほうですけれども、大体分かりました。今回の磯城郡の企業団というのは、その3つの会計を持つと。セグメントという形で会計を持つと。企業団に関しては、3町から代表が何名か出て、企業団の議会は3町から議員が何人か出て、予算のチェック等に当たるけれども、それは田原本から出た議員も川西から出た議員も三宅町の独立した会計に対してチェックする機能を、必要性を負うことになるということだと思いましたが、こちらの独立した会計を持っているわけなので、その会計の中身に対して三宅町の議会は一切何も関与できないということになるのかなと思うんですけれども、その辺の審議について、もし分かるようだったら教えてください。

それから、もう一点、この先、セグメント会計を持ったその企業団が、次、全県一体化というような話になったときには、三宅町の議会としては何か議決を必要とするような案件というのは出てくるのかどうかというのも分かれば教えてください。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

今、2点の再質問いただきました。

まず、議会のほうでございます。

議員がおっしゃいましたように、各町から3人の議員が出ていただきまして、組合議会設立されますので、議案といたしましては、その中で3町分が合わせて審議されるということでございます。

2点目の次の奈良県広域水道企業団のことなんですけれども、こちらにつきましては、地方自治法の趣旨から言いますと、一旦、磯城郡水道企業団は解散をした形で3町に戻してから、奈良県広域水道企業団に加入することについての議論を行うということになるかと思えます。

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 議長のお許しをいただきましたので、総括質疑をさせていただきます。

松本議員が今、質問された部分と重なってきますが、もう一度ちょっと、私とその部分だけの総括質疑だったので、出させていただきます。

今回、三宅町公民館条例の廃止に伴って、その下にある規則、要綱が廃止されると聞いております。その公民館条例廃止に伴って廃止される、やはり気になるところは、公民館分館運営補助金交付要綱ということで、じゃ、この部分はどこへ行くんですかという質問です。

あと、今、公民館分館には区分されていないんですけども、東屏風の公民館とか伴

堂おかげ会館と同じような部分になるのかなと思っていますので、その辺の確認をお願いします。

もう一点、先ほど松本議員もおっしゃっていましたが、公民館分館補助金要綱、なくなる部分の第7条です。分館の維持——もう一回読みます——補修のため、特に多額の経費を要する臨時的な工事については、自治会長の申請により予算の範囲内で町長が相当と認める額を助成することができる。特にこの部分は総務のほうでということなんで、総務のほうからコメント、こんなことを考えているよというのをいただけたらと思います。

以上、2点です。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 森内議員の総括質疑にお答えさせていただきます。

公民館分館運営補助金交付要綱の廃止に伴う見直しとしまして、これまで自治会向けの補助金の1つであった自治振興交付金、令和3年度より、公民館運営補助金部分に相当する運営費を拡充し、現在、地域におけるコミュニティ活動の拠点として利活用されている7つの公民館の分館のほか、伴堂おかげ会館、東屏風コミュニティセンターも加え、9つの施設に自治振興交付金として統合し、交付する予定でございます。具体的な算出方法につきましては、もともとの算出根拠でありました均等割、世帯割に加えまして、公民館運営補助金の根拠となっておりました施設の面積割を加算することで算出しております。既に今年度分については、交付手続を進めております。

それと、次に、今おっしゃいました公民館分館運営補助金交付要綱第7条の件についてですが、こちら、要綱の廃止に伴いまして、これまで公民館分館の老朽化に伴う修繕費等の要望が多数寄せられてきた経緯を踏まえまして、地域におけるコミュニティ拠点の整備を支援するために、令和3年度中に新たな修繕のための補助金を創設する予定でございます。

詳しいことは、次回以降の自治会長会において新たな要綱をお示しさせていただき、来年度の当初予算に反映できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。第7条、修繕に関する部分とはいうことで、分館及び東屏風の公民館とか、あと伴堂おかげ会館もそれを使えることになるという理解で間違いないかと思えます。

さっき中谷局長もその議論に参加するのはやぶさかでないということやったんで、ぜひう

まくまとめてあげてあげてほしいと思います。Mi i MOがどんどんできてくるので、それぞれの自治会で活動が弱まるということがないようにしていただけたらなと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 続きます、池田議員。

○9番（池田年夫君） 総括質疑として、3点について質問いたします。

まず第1は、個人番号カード交付事務費補助金として344万7,000円が国庫支出金として計上されています。町の6月号広報の8ページに、マイナンバーカードに関する休日・夜間窓口を開設しますが掲載されています。また、6月議会の議案第29号 手数料徴収条例の一部を改正する条例では、個人番号カード再交付手数料の廃止が出されています。現在のマイナンバーカードの作成について、どのようになっているのか。現在、住民の何人がマイナンバーカードを所持されているのでしょうか。これが1点です。

次に、第2点目は、議案第31号 財産の取得についてということであります。

交流まちづくりセンターに関わる什器備品一式で金額2,007万5,000円、契約相手が大和中央製薬株式会社となっていますが、5月10日の大和中央製薬株式会社の入札結果を見ると、避難所コロナウイルス感染症対策事業（エアーテント）で落札金額が123万2,000円となっており、また、複合施設の什器備品の調達の入札は2月25日に行われており、落札金額は467万5,000円、高橋正株式会社、代表取締役は高橋正典となっています。事実はどのようになっているのでしょうか。

3番目に、議案第33号 磯城郡水道企業団の設立について、設立概要ということで、(4)番目に、経費の支弁の方法、企業団の経費は、企業団の事業により生じた収入、企業債、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てるとなっています。また、規約案の第4章、経費のところ、14条2項は「前項に規定する負担金のうち、構成町が負担すべき負担金の額は、構成町と協議の上、定める」となっています。企業団の事業とは何か。補助金はどこからの補助金か。三宅町の負担金は幾らになるのでしょうか。

次に、企業団の議会の設置、構成議会から3名ずつの議員で構成されますが、会計はそれぞれの議会に上下水道事業会計が報告され、審議されると聞いています。企業団議会との関係はどのようになるのでしょうか。

以上3点について質問いたします。

○議長（辰巳光則君） では、回答は。

宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） それでは、池田議員の住民保険課に係る1点目のマイナンバーカードの交付状況に係るご質問について回答させていただきます。

まず、現在、住民の何人がマイナンバーカードを所持されているのでしょうかのご質問につきましては、6月1日現在、地方公共団体情報システム機構より1,874人、約27.4%に当たりますが、この方々が一応交付されております。

次に、現在のマイナンバーカードの作成についてどのようになっているかのご質問ですが、マイナンバーカードの申請方法については、主にご本人が役場の窓口での申請、郵送による申請、スマートフォンなどによる電子申請による方法があります。三宅町としましては、昨年度より、平日にご用のある方のために、休日、第2日曜日と、夜間、第4水曜日に窓口の開設を行っております。また、4月1日からは、庁舎1階の窓口において、写真撮影を含めた来庁時申請をいただいた方には、役場窓口でのマイナンバーカード受取り手続を行っていただくことなく、本人宛て郵送サービスを実施しております。

なお、今回の一般会計第2回補正予算に上程させていただいておりますが、個人番号カード事務費補助金、地方創生臨時補助金を活用して、マイナンバーカードの臨時申請窓口の設置を予定しております。また、交付申請いただいた方へ、三宅マイナンバー地域振興券をお渡しすることにより、マイナンバーカードの交付促進にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 続きまして、竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 池田年夫議員、議案第31号 財産取得についての質疑に回答させていただきます。

議案第31号 財産の取得につきましては、三宅町交流まちづくりセンターMi i MO 1階フロアや2階図書スペース内に必要な大型備品類等の取得に関するものであり、取得に要する金額が2,007万5,000円であることから、地方自治法、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、本議会において議決をお願いするものでございます。

なお、本契約の相手方である大和中央製薬株式会社がオフィス用品類のほか、医療機器類の物品調達に係る競争入札参加資格要件を有していることから、別途行われました避難所コロナウイルス感染症対策業務（エアータント）の入札参加に必要な条件を備え、適正な入札

手続を経て落札者となっております。

また、本年2月に行われました複合施設の什器備品調達の入札につきましては、本会議の議決案件である三宅町交流まちづくりセンターMi i MOの什器備品の取得対象とは異なり、同施設内のカーテンや図書スペースの本棚等の調達に係るものであり、433万6,200円で高橋正株式会社と物品購入契約を締結したものとなります。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 続きます、岡橋部長、いいですか。

岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

磯城郡水道企業団の設立についてのご質問について回答いたします。

まず、1点目の経費の支弁の方法、企業団の経費等の質問、三宅町の負担金についての質問でございます。

これまでもご説明をさせていただき、ご承知はいただいているとは存じますが、三宅町、川西町は既に浄水場を廃止し、奈良県が設置した直結配水施設から県営水道の水圧を利用して町全域への水道水を送っております。その施設の故障等により水道水を送れなくなった場合は、断水が発生いたしますので、その対策といたしまして、3町が相互に応急送水をするための広域連絡管を令和4年度から重点的に整備する予定でございます。

当該費用につきましては、広域化事業に該当するため、国庫補助の補助対象となり、厚生労働省からの交付金の活用をできる見込みでございます。

また、負担金は幾らかとのご質問でございますが、三宅町セグメントでの支出のうち、総務省が示しております繰出し基準により算定される額を町から企業団に負担として支出することを想定いたしております。金額は、その年の事業量等により変わるものでございますので、現時点では未定でございますが、従来から、一般会計の出資金として支出されていたものが、企業団設立に伴いまして負担金という呼び名に変わるものと考えていただければと思います。

次、2点目の企業団議会の設置の構成議員が3名というところで、企業団議会との関係はどのようになるのでしょうかということのご質問でございます。

企業団の会計につきましては、各町セグメント会計を基本といたしまして、水道事業ごとに区分された形で経理を行う予定でございますが、それはあくまでも企業団内部での事務整理の話でございます、企業団の予算及び決算につきましては、企業団の議会でご審議を賜

ることとなります。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 財産の取得のことなんですけれども、実際、この入札自体が5月の二十何日に行われて、ホームページに載せられたのが、実際は最近だというふうに聞いておるんですけれども、これに間違いはないのかということなんです。そういう入札を行われてすぐにホームページに掲載されれば、こういう質問も出なかったかというふうに思うんです。そういう機敏な対応というのか、そういうことが求められるんじゃないかと。そういう議案を出すのであれば、そういうこともはっきりさせて、間違いのないように、誤解のないような対応の仕方というのか、そういうことが求められるんじゃないかと思うんですけれども、その点について、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、池田議員おっしゃったように、21日に入札が執行されまして、私どもの公表の部分につきましては総務課の担当となっているんですが、少し公表が遅れまして、6月1日ということになっております。大変申し訳ございません。

これからは、公表する順序ですか、担当等もちょっと見直しをかけまして、すぐに入札の担当課がホームページにすぐ載せられるような形を取りたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 以上で質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 議案3件について討論させていただきます。

議案第26号、第2回補正予算について。

いろいろ説明を伺いましたけれども、これ、人事異動に関する予算の変更というの以外で考えると、歳入が、コロナの補正でお金が、補助金が入りますと。それをどう使おうかというのが歳出にあると。

歳出の中を見させていただきますと、コロナ対策としてそのものとして追加でやるもの以外に、もともと一般会計の予算として確保していたものを、ちょうどいいからこれにすげ替えるというような案件が多々見られました。時間的に余裕のないところもあるから、

それはそれでよろしいかなとも思うんですけども、結果的に、それで一般予算のほう、もともと持っていた財布にお金が残った場合に、それもやっぱり時間をかけてでも、コロナ対策とか福祉とかそういうところに、これから先、減らすんじゃなくて使っていただくような措置が取られるものと理解して、賛成したいと思います。

それから、議案30、公民館条例について質疑させていただきましたが、各種団体とは十分に話し合われていると。M i i MOに対しても、社会福祉の場として行動していかれると。特にM i i MOに関しては、運営委員会みたいな形で民間にも開かれたような形を取ろうとされていますので、そういう場でも、ぜひ社会教育の灯を消さないような活動になっていただきたいと思いつながり考えております。

結論としましては、今、これを廃止しないことには取壊しができませんということですので、賛成したいと思います。

それから、議案33、水道に関して、県統合の際には、一旦町に戻ってきて、町の判断を仰ぐことになるというところを聞かせていただいて、1つは安心いたしました。県統合に対しては、皆さんも思っておられるかもしれないですけども、やっぱり慎重にすべきかなと。というのは、コスト面でどうなるのか以外にも、防災とかを考えての判断になるので、私としても引き続きウオッチングしていきたいと思いますが、賛成の立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 公民館条例の廃止に関して意見を述べます。

総括質問で私、やっていなかったのも、ほかの議員の質疑を聞いていて思ったんですが、公民館条例、主に中央公民館を意識してこの条例の廃止は出されていると思うんですけども、そこに分館がついているということは、もう少し総合的な提案をセットすべきだったんじゃないかなというふうに思います。今年の3月に発表された個別施設計画でも、2つの公民館分館、あるいは老人憩の家等、地元、各地域に配置されている建物については一様に、地元と協議するし決定する、あるいは除却という、一様にそういう表記になっています。かなり踏み込んだ表記になっているので、地元住民からすれば、個別施設計画を見ると、自治会館も全部廃止になっていくんだというふうに受け取って当然という状況です。だから、ちゃんと公民館条例で分館、公民館条例の分館は全部、今、自治会館になっているものも含め

て記載されていますけれども、条例は廃止するけれども、さっき説明されたような自治会館として支えていくと、要綱についてもつくり直していきますということを自治会長会に説明されるんだと思うんですけれども、やっぱりそういうものをセットで提案しないと、聞いて非常に不安に感じました。今後、そういうところ、地元住民に対して丁寧にセットで説明していただけるというふうに願って、それを条件として賛成したいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、ありますでしょうか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 字句ところなんですけれども、公民館条例なんですけれども、初めは、今やらんでもええかなと思って、うちの自治会長にも「分館なくなるみたいな話、聞いてはりますか」と言うたら、「何それ」とかとおっしゃっていたので、今やらんでもええかなと思ったんですけれども、Mi i MOを壊されへんみたいな話を聞いて、賛成するしかないかなと思っています。

あと、お前が言うなと言われるんですけれども、やっぱり説明とか根回しとか話って大事やなど。悪いことしようと思って、ええことしようと思っているのに、「何やねん、それ」みたいな話になるのが一番不幸なことかなと思うので、自分にも言い聞かせながら、根回しとか説明とかお願いできたらなと思います。

賛成討論です。

○議長（辰巳光則君） ほかありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第26号 令和3年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第27号 令和3年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第28号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、議案第29号 三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第8、議案第30号 三宅町公民館条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第9、議案第31号 財産の取得についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第10、議案第32号 中央公民館解体工事及び外構第2期工事請負契約の締結についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第11、議案第33号 磯城郡水道企業団の設立についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第12、承認第3号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第13、報告第2号 令和2年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第14、報告第3号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について、日程第15、報告第4号 令和2年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての3件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第16、同意第1号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第1号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員1名の任期が令和3年6月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字但馬647番地の1。

萱野新治郎。

昭和25年10月3日生まれ。

再任でございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第17、発議第3号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） ご異議なしと認め、提出者の松本議員より提案理由の説明を求めます。

松本議員。

- 4番(松本 健君) 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの改正は、令和元年9月より令和3年3月にかけて、議員全員参加で行ってきた議会改革調査特別委員会で議論された内容に従った改正であります。

内容としましては、委員会の傍聴を「委員長の許可を得た者が傍聴する」から、単純に「これを公開する」とするもので、委員会をより住民に開かれたものとするためのものです。

なお、現在でも議員内の申合せにより、委員会の傍聴は広く許可することになっていますので、それを明文化したという位置づけでもあります。

議員各位のご支持をよろしくお願いいたします。

- 議長(辰巳光則君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(辰巳光則君) 質疑なしと認めます。

質疑は終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(辰巳光則君) 討論なしと認めます。

討論は終了します。

お諮りします。

日程第17、発議第3号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(辰巳光則君) 日程第18、発議第4号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の

制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、提出者の松本議員より提案理由の説明を求めます。
松本議員。

○4番(松本 健君) 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの改正は、令和元年9月より令和3年3月にかけて、議員全員参加で行ってきた議会改革調査特別委員会で議論された内容に従った改正及び令和3年2月9日に標準町村議会会議規則が改正されたことに伴う改正であります。

内容としましては、議会改革関係では、本会議での討論の自由度を高める充実を図るための改正が主であり、併せて、本議会での書籍や新聞の閲覧についての記述を分かりやすいものに改めるというものです。

なお、討論の方法についても、現時点での議員の申合せにより実施しているものを明文化したものでもあります。

標準会議規則関連では、日本政府が令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画を閣議決定したことによる欠席の届出に関する部分と、日本政府がデジタル化政策として行政手続の脱判こを唱えたことに関連した請願書への押印関係の部分改めるものです。

議員各位のご支持をよろしくお願いいたします。

○議長(辰巳光則君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 質疑なしと認めます。

質疑は終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 討論なしと認めます。

討論は終了します。

お諮りします。

日程第18、発議第4号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決

します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

ちょっとここで長時間になりましたので、一旦休憩を入れさせてもらいたいと思います。

この時計で45分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

(午前11時35分)

○議長(辰巳光則君) すみません。皆さんにお伝えしていた時間より少し早いんですが、もう皆さんおそろいやと思いますので、再開したいと思います。

(午前11時43分)

◎一般質問

○議長(辰巳光則君) 日程第19、一般質問について議題とします。

一般質問を行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇久保憲史君

○議長(辰巳光則君) 1番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

久保憲史議員。

○1番(久保憲史君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。複合施設について質問させていただきます。

7月に複合施設がプレオープンいたしますが、施設内に学童保育が入ります。同じ施設内で酒類の販売をするのはいかがなものかと。学童に対して悪影響を及ぼすかもしれません。私もアルコールは好きですが、公共施設内での販売は中止すべきだと思います。町長の所見をお伺いいたします。

○議長(辰巳光則君) 森田町長。

○町長(森田浩司君) 久保議員の一般質問にお答えいたします。

4月にプレオープンする交流まちづくりセンターMi i MOは、公民館機能を初めとする多様な機能を連携させ、一体的に運営することで相乗効果を生み、子供も大人も関わる拠点

を目指しております。

今般、M i i MOの多様な機能のうち、交流機能である食を通じた交流や体験の場づくりの具体的な取組として、町内外の個人または事業者が飲食の販売にチャレンジできるよう、シェアキッチンによるM i i MO食堂の開設を予定しておりますが、酒類の販売につきましては、学童への影響等も考慮し、場所は1階とオープンテラスのみ、時間も17時以降の制限を設けて認めることとしました。

また、職員や窓口コンシェルジュ等により、居心地、風紀が乱れないよう細心の注意を払うとともに、万が一問題が生じた場合には、今後M i i MOの意思決定機関として設置される運営委員会にルールの見直しを諮るなど、柔軟かつ臨機応変に対処してまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 久保議員、再質問ありますか。

久保議員。

○1番（久保憲史君） レンタル室において酒類の持込みをされ、酒盛りなどされたらどういたしますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 持込みのほうは禁止とするようでして、先ほど回答させていただいたとおり、酒類の販売というところ、行っていきたいというふうに考えております。

○1番（久保憲史君） わかりました。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○1番（久保憲史君） はい。

○議長（辰巳光則君） これで、久保議員の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をしたいと思います。

放課後児童健全育成事業に関するプロポーザル審査会の監査報告を受けて、さきの3月議会で議会より行った監査請求の結果を受けて、以下、一般質問を行います。

今回、監査を行っていただいたことにより初めて、プロポーザル審査会で一旦最優秀提案者を決定し、審査会を閉会した後に、一部採点基準に反するところがあったとのことで、3

名の審査委員に対して個別に電話等で採点の修正を依頼し、採点表を再集計するという行為があったことが明らかになりました。

事態を明確に捉えるために、順に質問します。

1、審査日当日は10月27日でよろしかったでしょうか。当日は何時に閉会されましたか。

2、採点基準に反する部分が判明したのは当日とありますが、当日の何時でしょうか。

3、健康子ども局と副町長の協議により、委員に修正依頼をすることを決定したのは、当日でしょうか、翌日でしょうか。

4、実際に委員に修正依頼をし、修正が完了したのは10月28日とありますが、何時に修正が完了しましたか。

5、10月28日に完了した修正により、最優秀提案者に変わりはありましたか。

6、10月27日時点の提案者それぞれの得点は、10月28日の修正でそれぞれどのように変化したのでしょうか。

7、10月28日に修正を依頼された箇所は、3名の審査委員それぞれに何か所あり、どのように修正されたのでしょうか。もし、最優秀提案者が27日と28日で変わっていたのであれば、その時点で審査委員全員に対してどういう事態があり、急遽どのような対処をして、その結果、どこがどう変わって結果が変わったということを説明した上で、委員会を再度開催して、協議の上で結果を導き出すべきであり、公表を30日に控えておりといったレベルのものではないと考えますが、いかがでしょうか。

また、審査会の議事録には、結果発表として採点結果は別紙のとおりと記されています。この別紙は、当然27日時点の集計結果でなければいけないものですが、別紙を示していただけますか。

続いて、今回、審査会閉会后に個別の採点依頼を行わねばならなかった採点基準に反するところの内容について確認させてください。

評価項目の評点が10点満点中5段階で評点を記入すべきところ、10段階での評点が記入されていたというのは、次のようなことと理解してよいでしょうか。

審査項目は16項目あり、そのうち半分が10点満点の項目となっています。その中で、例えば審査項目の1番目に業務実行方針という10点満点の項目があります。この部分に対して、10点満点だけれども、ゼロから10点の採点をするのではなく、2、4、6、8、10のいずれかの点だけをつけてください。5点とか7点はつけないでくださいというルールが設定されていたということと聞き及んでいます。

この理解が正しいようだ、このルールに一旦集計が終了したものを個別に採点の修正依頼までして再集計しなければならないような重大な問題があるのでしょうか。これがもし審査委員が5点満点のところ10点をつけていたとか、10点満点のところ勘違いして最高点を5としていたといったものであるならば話は別ですが、審査委員はそれぞれの持ち点の範囲内で採点していて、ただ細かさだけがルールと異なっていたということですよ。

一方で、3名の修正を依頼された審査委員の方々は、27日時点の採点集計結果を知っていて、例えば1位のもの2位のものの点差は何点と分かっているわけなので、それを知った上で一部の採点をやり直すことになってしまったわけですよ。こっちのほうが大変まずい事態だと思いますが、いかがでしょうか。

3名の審査委員の方への修正依頼の内容について確認させてください。

仮に7点とつけた人には、それを6点か8点、すなわち上下に1だけ動かしてくださいと修正依頼したのでしょうか。そうではなく、自由に点数を動かしよとしたのでしょうか。また、実際の修正は上下1に限定されていたのでしょうか。大きく数字が変わったものがあったのでしょうか。

最後に、今回、一旦審査会が閉じられた後に個別の修正依頼があり、再集計を行い、最優秀提案者を決めたという行為があったことが、監査により初めて明らかになりました。議会では、12月の福祉文教委員会の席上で、事業進捗に関する質問として、また、その前にも個別に窓口でもこのプロポーザル審査会の状況についてはかなり突っ込んでお聞きしたつもりでしたが、その場では一切このような行為の説明はいただくことができませんでした。

議会は住民の代表として行政を監視する立場にあるのはご存じのとおりかと思いますが、この時点で報告がなかったことはいささか不親切な対応ではなかったでしょうか。監査しないと出てこないということが残念でなりません。このことについて見解をお聞かせください。

続きまして、学童保育の現状について。

学童保育は、現在進行形で事業が開始されています。現状混乱なく進展しておりますでしょうか。人員配置、メンバー構成、事業活動については委託先からの当初提案どおりで、また、当局の期待に見合うものになっているのでしょうか。児童、児童の保護者の方々の受け止めはいかに。また、その声を当局はどのように受け止められているのでしょうか。

新型コロナは変異株等新たな広まりを見せていますが、児童の密集に対してコロナ対策は十分に取られているのでしょうか。

以上、質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、議会より行われた監査請求の結果について、町としての見解を述べさせていただきたいと思います。

令和2年10月27日に行いました放課後児童健全育成事業に関するプロポーザル審査会について議会より監査請求が出されたことによって、令和3年3月12日に監査委員様からの通知を受け、4月30日まで監査を受けたところでございます。4月30日に議会に提出いただいた監査結果報告書については、既に町民の皆様にも公表しております。

私どもが受けました監査は、議会が監査請求されたものであり、いわば町民の皆様の負託を受けての監査であると重く受け止め、誠実に監査に応じさせていただきました。その際、あらゆる側面からの詳細にわたる質問や書類の精査、さらには審査委員への直接の聞き取りも行われました。その結果として、審査委員会の責任と権限において下された過程は妥当であったとの結論を頂戴しております。

議会が付託された監査の結果報告を頂戴した後に、再度議会において同じような詳細な質問にお答えすることが監査委員様に対し失礼にならないか、大変悩みました。

今回のご質問には、監査の折に誠心誠意お答えをしております。町民の皆様にもその監査結果報告を公表させていただいております。私といたしましては、監査を受けることになったこと自体を遺憾に思っており、町民の皆様の信頼を損ねかねない事態だと重く受け止めております。この場をお借りして町民の皆様に深くおわび申し上げます。

今、私どもがすべきことは、監査で指摘されたからではなく、自らも問題点を総括し、二度とこのようなことのないよう心を引き締め、改善すべきところは改善し、町民の皆様の信頼を得られる町行政を進めてまいることだと考えております。

ここで監査委員様からも厳しく指摘を受けておりますが、今回、疑惑を招くことになった不適切な事務処理上の問題について、自らを律する意味でも、この場で明らかにすることで、次につなげていきたいと考えております。

まず、審査委員様のうち3名の方に採点の修正をお願いする事態を招いたことについては、そもそも採点方法の説明が不十分であったことは明らかであります。一通りのご説明をさせていただきましたが、結果として3名の方が修正の必要な評価点での採点となった以上、説明不足と言わざるを得ないと思います。

これは、審査会の厳粛性と公平性がどれだけ重要かの認識が不足していると言われても仕

方のないことだと考えております。

この認識の甘さが、個票から集計表に転記する際に事務方での気づきがなかったこと、事務局において複数チェックしているにもかかわらず間違いを見過ごしてしまったことにつながっており、課全体の問題だと考えております。

最も疑念を抱かせる結果となったのは、評価点の修正を3名の方に個別にお願いしたことだと考えます。幾ら再度の審査会日程が日程的に難しかったとはいえ、また諸事情があったにせよ、これは審査会自体を否定するもので、まさにブラックボックスでの修正と言われても仕方のないところだと思います。

したがって、監査委員の方も、この部分については審査会が成立するかどうかの要の部分として、修正を求められた審査委員様と直接お会いになられての入念な聞き取りをされたと同っております。

事務局側と審査員様双方の言い分を照らし合わせ、入念に調査をされた結果、冒頭に申し上げました審査委員会の責任と権限において下されて過程は妥当であったという監査結果報告につながったものと理解しております。

しかし、この個別対応による修正は、結果として不正は認められず、審査は妥当であっても、疑念を持たれる行為であり、適正な事務手続とは言い難いこと、修正後、再度審査会を開かずに個別対応で済ませていることも同様、ここは大いに反省すべき点であります。

今後、このようなことのないよう厳しく正していきたいと考えております。

いずれにしても、基本的に業者選定の行為は、プロポーザルであろうが入札方式であろうが、町民の皆様の貴重な財産を町民の皆様のために最も有効な方法で活用するものでございます。その選定過程で外の力が入り込む余地を残すような方法はもちろんのこと、今回のように疑念を抱かれるような審査会であってもならないと考えます。

また、転記前の個票や修正前の集計表を破棄してしまったことも、より疑念を抱かせる結果となってしまいました。最終結果である集計表のみを残し、作成過程の記録である個票や修正前の集計表は公文書に当たらないと判断し、廃棄してしまったものです。このため、事務執行のプロセスや確実性を証明できず、説明責任が果たせないという結果を招いてしまいました。監査報告書では、「三宅町の文書管理は三宅町文書規程及び文書編纂保存規程において管理されているが、三宅町文書管理規程の種類において定めはあるものの、個別の採点表を公文書とする定めはなく、公文書と判断する基準も見当たらない」との意見をいただきましたが、必要な文書が適切に作成、保存されていなければ、行政の諸活動、現在及

び将来の町民に説明する責務が全うできなくなるものと認識しております。

このことについても重く受け止め、今後、事務執行のプロセスにおいて発生した文書が公文書かそうでないのかの線引きも明確にし、文書管理規程の見直しやガイドラインを作成し、さらに、文書管理や公文書の意義についての研修等を実施して職員の意識改革に取り組み、文書の適切な管理に努めてまいります。

今回の監査結果報告では、改めて役場の組織全体に公務員としての自覚と意識を高める必要性を指摘されたものと受け止め、職員一同襟を正して、今後、町の行政を進めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

続いて、学童保育の現状について回答させていただきます。

現在、大きな混乱や問題は起きることなく順調に運営されております。人員配置、メンバー構成、事業活動についても、当初の提案以上の対応をしていただいております。児童、児童の保護者の方々からは、移行当初は、これまでの事業所と違う面もあり不安を抱かせてしまった部分もあると聞いておりますが、お迎えの際にその日の様子を報告したり、電話連絡を行うなど丁寧に個別対応を行っており、少しずつ信頼関係が築けていると報告を受けています。

また、子供たちについても、職員の入替え、方針やタイムスケジュールにも変更があり、4月初旬は不安や戸惑いを感じていたそうですが、指導員に慣れてきた4月下旬には、当日のスケジュールに対しての提案や質問が出るなど、自発的に意見が出る関係性づくりができて始めています。

保護者からも、新しい学童保育の実施状況を見て、楽しそうだから学童に入りたいと子供が言っているのが、仕事を始めようかと思っているが、途中からでも入れるかといった相談があったことから、事業者が変更になって2か月ですが、全体的には順調だと受け止めております。

今後、一定期間の後に実施状況の検証を実施していきたいと考えております。

また、コロナ対策としては、感染蔓延期での開所となったため、感染症対策には力を入れていただいております。特に、自由時間について、室内でしか行えない宿題の時間は、低学年と高学年が同時間に重ならないように、どちらかを外遊び中心にし、入れ替わりの入室として密を避けるよう対応されています。

また、職員にて児童の手洗いや消毒、マスクの着用の確認を徹底し、全児童が漏れなく感染防護を行えるような体制で運営するため、職員の配置人数も多く設定し、対応してくれていると報告を受けております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、再質問。

○4番（松本 健君） 再質問させていただきます。

まず、後半部分のほうを先にやりたいと思います。

もう学童始まっていますけれども、私のほうでもいろいろ話は伺っております。現在の業者がプロポーザルで説明した内容としましては、施設長に当たる方というのは、幼稚園、保育園での十分に経験者であり、リーダーの経験もある方というふうに伺っておりました。引継ぎに関しては、1月からは指導者、本部職員が常駐するというふうになっておりましたが、実際のところ、その施設長になられる方は、いつ、何回来られて、どういう状態になっていて、今、施設長と言われる方はどういう方が就かれているのか、もう一度教えてください。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 今現在、施設長として対応していただいているのは、大阪のほうで学童保育のほうを運営されていた方がクオリスのほうに新たに雇い入れされていて、その方が施設長、リーダーとして常駐されているところです。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） その方は施設長を経験した方ですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 大阪のほうの学童保育の中で1施設のほうで施設の管理をされていたかというふうにお伺いしております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 私の伺う範囲では、スタッフとしてはやっていたけれども、そういう全体を束ねるような仕事はされていないというふうに伺っておりますので、しっかり確認していただきたいと思います。

それから、それが当初予定されていた方というのは、かなり10年何かやって何かでというあれだったけれども、その方は一度も、引継ぎ期間も含めて一度も見えられていないというふうに伺っております。ということは、4月の頭から代わりの人を探して、4月の頭から探すんじゃなくて、もし入れないんだったら、もっと1月からでもちゃんと人員を確保してやらなくちゃいけないと思いますけれども、今、6月の状態でかなり体制はよくなったんだろ

うけれども、ここはやっぱり2か月間とかというのはかなり後手後手に回っているような気がするんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 確かに松本議員おっしゃるように、当初、施設長としてと紹介していただいた方については、採用のほうは決まっておったんですけども、途中で3月頃に病気のほうをされまして、一旦、今、休職になっております。そのため、4月以降、ちょっと人員体制のほうで、4月、春休み期間中は人員が足りないような状況もなっていたんですけども、その際については、本部のほうから職員のほうがお手伝いのほうに来ていただいたりという対応のほうを取っていただいております。

確かに4月、5月、ちょっと人員が少ない日もあったというように報告は受けておりますが、5月に入りましてからは、人員の勤務状況の報告書もいただいております、大体8名から9名の方が対応していただくようになっております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 町長、実態はこういうふうな状態なので、回答いただきましたけれども、必要人員ちゃんとそろっていますと言うのではなくて、自らもよくチェックされて対応していただきたいと思います。

これは結構です。

1件目に戻りたいと思います。

1件目の回答、非常に残念です。もう非常に残念です。質問していることには答えていただいていないと思っています。質問していることに答えない理由というのが、監査委員様に対し失礼にならないか大変悩みました。監査で全部しゃべったから、私たちにはしゃべることはありません。

しかし、その後ですごくいいことをおっしゃっています。今、私どものすべきことは、監査で指摘されたからではなく、自らも問題点を総括し、二度とこのようなことのないよう点々と、自らも問題点を総括していただきたいと思います。自ら問題点を総括する際に、今の、住民さんにはどれだけの内容が伝わっているのか、あの監査報告を見ればお分かりだと思います。だから、わざわざこういう貴重な時間を取って具体的な内容を質問しているのであって、同じことを二度聞くなというような態度では非常に困ります。

かいつまんで、究極のところというか、ぜひ確認しておきたいところを確認したいんですけども、時間もないので。

今回の初日から2日目にかけて、2日目かどうか分からないですけれども、やり直しにかけて、1位のものは、最優秀者は変わったのですか、変わっていないのですか。それは、監査報告には明確に書かれていないので、ここで確認したいと思います。お願いします。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 最優秀提案者につきましては、修正結果を反映し、各提案者ごとに再度合計点を再計算したところ、プロポーザルの最高点の提案者のほうは変わりました。このプロポーザルの実施要領では、全委員の採点の合計で最高得点のものを最優秀提案者と規定しておりましたので、この経緯、結果を審査員の皆様にお伝えし、最優秀提案者の変更についても承認いただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

初日の結果から2日目の結果が変わったと。初日の結果というのは、資料が全く、何点から何点に変わったのかという質問をさせていただきたいと思います。1位、2位に対して何点对何点だったのが何点对何点に変わったのですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 審査会終了後の集計のほうにつきましては、先ほど説明、町長の答弁のほうにありましたとおり、手元に残っていないということがありますので、詳細なことはお答えできません。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） この審査会の委員長は、副町長がやられていると思いますけれども、副町長はこの変わったという状況をその集計の場でご存じだったということですね。

○議長（辰巳光則君） 副町長。

○副町長（金井壮夫君） 変わったというのは、2日目に変ったということですが、報告を受けたのは、修正をする必要があり、修正を、先ほど局長から申し上げたように、しまして、採点の結果が変わって、その合計が変わった結果により、最終提案者が変わったということは把握しております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 初日の集計は、副町長が全てを確認されて、点数何対何、何対何で、結果的にA社かB社か何かに決まりましたということを確認されたというふうに伺っております。その変更後の結果に対しても報告を受けていると伺っております。

記録はないにせよ、記憶はございませんか。何点差が何点差でどう入れ替わったのか。

○議長（辰巳光則君） 副町長。

○副町長（金井壮夫君） 誠に申し訳ないんですが、ちょっと書類等が事務局のほうの先ほどの説明ありましたように、ございませんので、ちょっとそこは記憶といってもちょっと明らかにはちょっと分からないというのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） あと3分ぐらい。

松本議員。

○4番（松本 健君） この事件について、町長は、1回目の結果と2回目の結果が変わっているということは、どの段階で承知されたんでしょうか。

これは、これからどういう体制で行政をやっていくか、改めていくに際して非常に大切なところだと思っています。そういう意味で、回答をお願いします。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 最終、審査会としてこういうことで決まりましたと報告を受けました。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ということは、初日から2日目で何かそういうごたごたがあったということは、全部流されていてというか、その後で報告を受けたということですね。

○議長（辰巳光則君） 副町長。

○副町長（金井壮夫君） 先ほどの質問にもあったとおりでございますが、初日の閉会時間が17時を回って、集計の確認作業が終わってということですので、初日についてはもう相当遅い時間になっておりました。

それから、町長に関しましては、審査会で第1提案者が決まりましたという報告を受けて、この方向で契約者としてほしいというような決裁を回って、それで知ることになります。

○議長（辰巳光則君） もう最後ぐらいで。

松本議員。

○4番（松本 健君） 今の、ちょっと発言でよく分からなかったんですけども、1回目と2回目、初日の結果と次の日の結果が変わっているということは、副町長は変わっている段階で認識されていたということですよ。委員長ですからね。それだけ。

○議長（辰巳光則君） 副町長。

○副町長（金井壮夫君） はい。初日の結果、それから2日目の結果、そして最終結果として、先ほど申し上げたように、決裁のほうを、町長のほうにさせてもらったということで、当然、

知っております。

○議長（辰巳光則君） 最後で。

○4番（松本 健君） 副町長までのご存じて、町長は細かいところのご存じないかもしれないというふうに理解しました。1つ、公式の場で真実を確認できたから、この質問はよかったと思っております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで松本健君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 生活習慣病の重症化リスクを見える化するための実証実験について質問をします。

公文書開示請求によりこの実験に提供された私個人のデータと協定書、覚書などを得ました。それらの資料で分かることに基づいて質問します。

1、この実証実験で何を確かめようとしたのですか。

第1、国保連合会から診療報酬請求レセプトのデータ12回分について。

12回分のデータがありますが、記号と数字が並んでおり、検査をしたときのみ、超音波検査、生化学1検査18項目など検査名が記載されていますが、検査結果はありません。1回分のデータ量は大量ではなく、恐らく診療所が発行する領収書の再診料、検査料、投薬管理料などの各項目ごとの診療報酬の点数と推測しています。この点数を継続して見ることで何が明らかになるのですか。

第2、健康診断のデータ2回分について。

私の場合、一昨年人間ドック、昨年脳ドックを町の補助を得て受診したので、そのときの結果のデータと思われます。これらは、健康診断の詳細な結果が記録されています。身長、体重、BMIの数値、具体的な既往歴、自覚症状、血圧、心拍数、血液検査の各項目の数値、心電図、胸部エックス線検査、超音波検査、肺機能検査、視力検査、眼底検査、種々の抗原抗体検査、肺がん、胃がんなどがん検診の結果、血圧・血糖・脂質の服薬の薬剤名、喫煙、歩行、食習慣、飲酒、睡眠、保健指導の希望などです。

詳細な情報なので、これだけでも生活習慣病に関する現状把握ができそうです。実証実験

では、これ以上の何を確かめようとしているのですか。

第3、実証実験の結果。

担当課によると、実証実験は、昨年中に実施する計画でしたが、国民健康保険連合会からのデータ受領が遅れ、3月中に株式会社PREVENTにデータを渡して実験が始まったとのこと。実証実験の結果が既に出ているのなら、明らかにしてください。

2、随意契約保証型民間事業者提案制度で採択された事業との関係について。

町のホームページによると、同事業の今年1月の審査で、生活習慣病管理不良の町民を対象とした、完全遠隔の生活習慣改善支援プログラムの実施が合格しています。

レセプト、健診データ解析により抽出された重症化リスクの高い服薬中の管理不良者に対して、PREVENTのソフトを使ってオンラインで支援するようです。文面では、実証実験の成功が前提になるように読めますが、実証開始前に事業を既に採用されています。実証実験を行う必要が本当にあったのか、疑問に感じます。

病歴などは、特に慎重に取り扱うべき要配慮個人情報であるだけに、安易に外部事業者にデータを渡すべきではありません。改めてこの実証実験の必要性がどこにあったのか、説明を求めます。

3、町が渡したデータを事業者が自身の事業で自由に使えるとした覚書について。

連携協定に関わる実証実験の実施における覚書の第4条には、以下のようにあります。

甲（三宅町）は、乙（（株）PREVENT）がレセプト等匿名加工情報を本実証実験及び乙自身の事業（本実証実験実施期間内に限らないものとする。）において使用することを承諾する。

匿名加工情報とありますが、後に保健指導に使うために個人を特定できる健康保険証の記号・番号は残してあります。完全に匿名加工されたわけではありません。機微な情報をどうぞご自由にお使いくださいと差し出すのはなぜでしょうか。

実証実験自身は無償なので、PREVENTへの現物報酬ですか。ギブ&テイクとすると、三宅町がこの実証実験で得たものは何ですか。一部個人情報が残るデータを取引材料に使うのは許されることですか。

実証実験で残したデータは複製を禁じ、実験終了後は返還させるべきだと思いますが、どうですか。

3、株式会社官民連携事業研究所について。

同社、代表、鷺見英利氏のホームページの11月26日のニュースで、PREVENTと奈良

県三宅町の連携協定をコーディネートいたしましたと報告されています。同社がこのように仲介した事例は、三宅町の事業ではほかにどんな事業がありますか。

2つ目の質問です。

三宅町公共施設個別施設計画について。

今年3月、計画が冊子となり、議員に配布されました。各施設ごとに何度に除却、更新と具体的に踏み込んだ計画になっています。

7、公営住宅の1、上但馬団地に絞って質問します。

最も古く建て直された住宅は1992年度に建築され、新しいものは1996年度です。耐用年数が30年なので、2022年度から2026年度に耐用年数を迎えますが、計画では以下のようになっています。

2014年度に策定した三宅町公営住宅等長寿命化計画に基づき長寿命化を実施する。

長寿命化計画に基づき更新する。

私は、昨年2020年12月議会の一般質問で、団地の高齢化が急速に進んでいるが、子育て支援の拠点に作り替えていくことが町営住宅の未来像ではないか、そういう目的の国庫補助金があるので、町営住宅の建て替えのプランは立てられるのではないかと質問し、耐用年数を超えるのは六、七年後なので、検討を進めていくとの回答でした。

長寿命化計画は、2年後の2023年度に更新予定とのことなので、団地の将来像を定める論議をそろそろ煮詰めていく必要があります。

質問します。

上但馬団地の将来像について、その後何か検討されていることはありますか。今後どのように検討を進めていきますか。お答えください。

質問は以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えします。

初めに、生活習慣病の重症化リスク見える化するための実証実験について回答いたします。まず、この実証実験で何を確かめようとしたのかというご質問についてですが、少し長くなりますが、今回の実証実験を行う前提についてご説明をさせていただきます。

これまで健康子ども課では、三宅町国民健康保険被保険者の医療費分析を行い、それに基づく生活習慣病予防教育を行ってまいりました。また、特定健診が開始されてからは受診率向上に努め、必要と認められる者に対し、生活習慣病予防教育や重症化予防教育を行ってま

いりました。

しかし、令和元年度三宅町国民健康保険医療費を見ると、平成28年度と比較して、高血圧症では2倍高くなっており、糖尿病や脳血管疾患等に係る医療費も高くなっています。また、医療費全体における慢性腎臓病の占める割合が、奈良県や同規模保険者と比べ2倍高くなっているという実態が浮き彫りになりました。このまま現状の分析方法で同様の事業を展開していても、医療費の抑制はできず、さらに血管障害が増え、要介護期間が長くなることが予測されました。

このような状況下から、今回の実証実験の提案をお受けし、三宅町の住民の健康状態及び将来リスクの推移を分析していただき、その結果を今後の健康増進施策に反映したいと考えました。

では、質問に対する回答に移らせていただきます。

まず、第1の国保連合会から得た診療報酬請求のデータ12回分についてですが、レセプトデータは、保健医療機関が患者の傷病名と行った医療行為の詳細をその個々の請求額とともに審査支払い期間を通して保険者に請求する情報です。レセプトデータを分析することによって、どのような疾病にどのくらい医療費を要しているのか、より高額な医療費の原因、予防可能な疾患の比率といった国民健康保険被保険者全体の健康課題が明らかになります。

第2のご質問の健康診断のデータ2回分についてですが、確かにこれだけでも個人に対して健康教育や保健指導を実施するための現状把握は可能です。今回の実証実験では、重症化予測モデルを用いて、現在の生活習慣病の管理状況から5年後にどれだけ重症化する可能性があるのかのリスク分析を行い、将来予測を行い、国保加入者のうち発症リスクの高い方がどの程度の割合になるのか、こういった傾向があるのかを分析することを目的としています。そして、その分析結果を基に、生活習慣病の重症化予防のための施策検討を行い、健康寿命延伸を目指した施策の方向性を確かめるために実施いたしました。

第3の実証実験の結果についてですが、既に解析結果のデータ及び報告書を提出いただいております。

結果の概要ですが、高血圧治療中の方、脂質異常症治療中の方では、全体の6割の方が適切に管理できていました。しかし、糖尿病治療中の方では、適切に管理できている方は3割程度で、治療中にも関わらずHbA1cが7.5%以上である方が11.9%の割合を占めており、課題が多い状況があり、また、5年以内の重症化リスクが約20%を超えるハイリスク者の割合が高い状況でした。その他ハイリスク判定された方にも、HbA1cだけを見ると僅かな

管理不良状態であるものの、その他複数の生活習慣病因子の管理が不良であることからハイリスク判定がなされている方もおられ、1つの因子だけでなく、複数の因子を基にリスク評価を行うことにより、真にリスクの高い方が抽出することができました。

次に、随意契約保証型民間事業者提案制度で採択された事業との関係についてのご質問ですが、実証実験の目的については、さきに回答したとおりのものであり、三宅町の傾向を把握し、施策化の方向性を検証するために実施したものであり、随意契約保証型民間事業者提案制度にて採択された事業と関連づけて実施したものではありません。

実証実験を行う必要があったかについては、冒頭で申し上げたとおり、三宅町の健康増進施策を推進するためには必要なものであり、先ほど報告した結果概要からもその必要性は確かであると考えます。

三宅町として、三宅町第2期国民健康保険データヘルス計画兼第3期特定健康診査等実施計画にもあるように、住民の健康増進や健康寿命の延伸に取り組むことは、自治体としても必須な行政サポートであり、そのために必要なことを、ルールを守った上で様々な手法に取り組んでいくことは、行政運営を行う者の責務であると考えます。

また、安易に外部事業者にデータを渡すべきではありませんとのことですが、当該事業者は、個人情報保護に関する法律に準拠して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し運用できている事業者として第三者認証を取得しており、厳格なルールの下、適切にデータを取り扱っておられます。その他、名古屋大学の大学スタートアップによる起業であったこと、多くの社保組合との実績があることなどを踏まえて判断しております。

3つ目の町が渡したデータを事業所が自身の事業で自由に使えるとした覚書についてですが、覚書にある乙自身の事業については、健康医療推進のための連携協定第2条にも記載していますが、データの分析結果をデータヘルス計画や施策立案に生かすことや、健康医療推進事業を推進するために必要な生活習慣病等に関する医療データ収集、分析、並びに施策への利活用のために当該データを利用していくことを想定し記載したものであり、ご指摘された内容とは前提や考え方が違っております。

今回の実証実験については、連携協定を基にした取組であり、町も当該事業者も健康増進を行い、データに基づいた効率的な行政運営を行うことにより、多くの町民の健康増進につながることを目指して実施したものであり、当該事業者が自らの事業に利用することは一切ございません。

今回、実証実験で利用したデータは、全て匿名加工情報として氏名、住所、電話番号の削

除を行い、当該事業者では個人を特定することができない状態であり、また、先ほどもお伝えしましたとおり、当該事業者については第三者認証を受けており、期間中にあつては十分な態勢でデータ管理しており、実験終了後には直ちにデータは返還していただいております。

最後の質問である株式会社官民連携事業研究所がコーディネートされた事業としては、江崎グリコ株式会社様とのCo育てプログラム提供、株式会社Anotherworksとの複業人材登用に関する実証実験、ピジョン株式会社との子育てしやすいまちの実現に向けた連携協定があります。

続きまして、三宅町公共施設個別施設計画について回答させていただきます。

上但馬団地の将来像について、その後何か検討されていることはありますかのご質問につきましては、公営住宅法に定められている地方公共団体の供給目的のうち、本町の町営住宅に求められる役割について、また、将来の管理戸数や規模の適正化について、国・県と協議を始めたところでございます。

今後どのように検討を進めていきますかのご質問につきましては、現在の居住者に安心して住居を提供することを目的に長寿命化を実施することを第一とし、将来の管理戸数の適正化を進めていきたいと考えております。

新たな設置目的や将来像、今後の町営住宅の在り方については、三宅町町営住宅・改良住宅審議会に諮問し、ご審議を賜ることを想定しております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、再質問。

○5番（渡辺哲久君） 回答に沿って順番に再質問します。

まず、第3の実証実験の結果についてというところです。

脂質異常症治療中の方では全体の6割の方が適切に管理できていたけれども、糖尿病治療中の方では3割程度、かなり、倍ぐらの差があったということですが、詳しい解析結果、実証実験の結果については、また別途聞きに行きますけれども、何を基準に改善できている、改善できていないという、要するに、レセプトの分析ですよ。何を基準にこういう評価を出されたのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 改善できているか、できていないかについては、健診データのほうでヘモグロビンA1c等の管理状況が把握できる部分と、あと医療費のほうでも、医療費の結果として糖尿病の管理状況がどうであるかというのがデータのほうで分かりますので、そのデータを活用させていただいて、一応管理できている、できていないの基準は設

けておりますので、検査値の基準に沿って管理できているか、できていないかのほうの判定をしていただいています。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） その件はまた詳しく別途聞かせてください。

実証実験そのものについて質問をします。

そういう、今おっしゃったような重症化していくリスクの高い人を見つけ出すという目的で行われたものを、なぜ実証実験という形でやるのかというのが理解できません。町政にとって必要であれば、そういう事業を委託事業として探すということもできると思うので。実証実験というのは、次の事業化に向けて有効かどうかを確かめるために行うものだというふうに理解しています。そうすると、この実証実験の今、次のステップは何になるのですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 今回、実証実験という形を取らせていただきましたのは、さきに町長の答弁のほうにもありましたとおり、これまで健康子ども課のほうでも、医療費分析であったりとか、あと健診結果の分析等はずっとしてきてまいりました。その部分で、やはり糖尿病の方がかなり三宅町は多くて、その重症化していく結果、透析になる方が三宅町はかなり多いです、ほかの市町村と比べて。どの時点でどこまでの重症化リスクを負っている方がどれぐらいいるのかというのが、なかなか今回の重症化分析のほうをしていただくまでは、保健師のほうでの分析の中では、そこまで詳細なことが分からなかったという、もう結果しか分からないので、透析になりましたという方がどれぐらいの方いらっしゃるかと、医療費どれぐらい使っているかというところしか分かっていなかった。その健診の結果についても、なかなか、この人危ないよねと、糖尿病になりかけているよねということは分かるんですけども、糖尿病の治療中の方についてはなかなかこちらでデータの把握ができないということもありますので、そういった全てを含めて重症化リスクの分析をしていただけたらということで、実証実験のほうをしていたんですけども、ただ、こちらの見立てが本当に実際どうなのかということがありましたので、一旦、一回その結果を分析していただいて、その結果を見て、次の実証実験というか、次もずっとその分析のほうを続けていただくことがいいのかどうかをちょっと知りたくて、今回は実証実験という形を取らせていただいております。

重症化予防のほう、今回の分析結果において、糖尿病の管理不良者がやっぱり多いということが分かりましたので、その管理不良者の方の重症化の度合いによって、これから重症化

予防をどういう形でいていくのが一番いいのかは考えていかないといけないと思っております。今までのこちらの集団によるポピュレーションアプローチであったりとか、リスクアプローチしてきましたけれども、なかなか効果が出ておりませんので、もう少しそういう重症化予防の住民さんの方にどう伝えていけば生活改善につながるのか、管理がきちんとできるのかという重症化予防をきっちり施策化していけたらというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） ということは、今後こういう形で重症化リスクの高い人を見つけていくためのデータ分析を定期的に事業委託していくとかそういうことも考えているというふうに理解していいですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 委託のほうとして実施するのかどうかは、ちょっと今のところは、この会社に委託するかどうかというのはまだ検討中ですが、重症化リスクについては、今後もやっぱり分析のほうはしていけないといけないというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 次です。

事業所が自由に使えるとした覚書についてということで質問し、回答いただきました。

要するに、こういう施策の反映のために使っていくということでやっているから、会社が勝手に使うという想定はしていないというご回答でしたが、協定書は、さっき私が質問書でも読みましたけれども、乙自身の事業（本実証実験実施期間内に限らないものとする）において使用することを承諾すると書いてあるんですよ。回答で引用された部分は、この実証実験の目的であって、それは分かっているんです。そこは別に私、前提を誤解して話をしているわけではないです。渡すという部分には、この協定が、この実証実験が終わったとしても、渡したデータをあなたのところが自由に使っていいですよ、それを三宅町は承諾しましたよというふうに書いてあるとしか読めないんですが、そういう、そうではないんですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） はい。既にデータのほうは返していただいておりますので、こちらの協定書のほうに書かせていただいていたのは、今回得られた結果、三宅町の特徴というんですかね、先ほどご説明させていただきました実証実験の結果についてのみ、こちらのPREVENTさんのほうがその結果を引用しているんなところに発表したりとかという

ことを想定しております。

○議長（辰巳光則君） あと5分。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 覚書には、そういうことを本来、明記すべきだと思うんですね。複製をしないとか、実証実験終了後はデータそのものは返却するとか、そういうことを明記しないと、返してもらったからといっても、例えば向こうがコピーしてデータを持っていても、この実証実験のデータを渡す覚書から言えば、違反とはならないです。だから、そういうことを明記して、今回、コピーしていないということを確実に言えるのか、本当にほかでどんどん使われていくということはないのかということを確認していただきたいと思います。コピーはしていないんですね。

○議長（辰巳光則君） 局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） はい。コピーのほうはされておられません。全てこちらのほう、返還していただいております。

覚書のほうで、確かにおっしゃるとおり、そこがきちんと書けていなかったのは、こちらでも反省すべき点かと思っておりますが、PREVENT自身が、先ほど町長の答弁のほうにありましたように、第三者認証といたしまして、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに準拠して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備・運用している事業者を審査されているJAFICという機構のほうで認定のほうを受けている会社となっております。こちらの審査を通るためには、そういったいろんな管理状況とかの審査がありますので、そこを審査通っていらっしゃる会社ということもありましたので、ちょっと信用しているところです。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 一番最後のほうの回答で、ピジョン株式会社との子育てしやすいまちの実現に向けた連携協定、これは生駒市、三宅町、ピジョンの3者で結ばれたものだと思いますが、今、高齢者向けのワクチンの接種の中で、お持ち帰りくださいということでピジョンのベビー飲料が渡されています。何でベビー飲料なのかなと不思議に思っていたんですが、あれは寄附をいただいたものなのですか。

○議長（辰巳光則君） 局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 渡辺議員おっしゃるとおり、ピジョン株式会社のほうから寄附をいただいた飲料水のほう、熱中症予防のため配布させていただいております。

○議長（辰巳光則君） もう最後ぐらいで。

○5番（渡辺哲久君） ちょっと町営住宅の件だけ、1点だけ質問します。

回答の一番最後、三宅町町営住宅・改良住宅審議会に諮問し審議を承ると書いてありますが、この具体的な日程、何か想定しているものがあれば、教えてください。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

今のところ、具体的な日程は設定をしておりませんが、審議会自体が平成20年6月23日に開催されて以来、開かれていない状況でございます。

今後、県・国との協議の中で、ここに審議会に諮る内容というのにも検討していきたいというふうに考えております。

○5番（渡辺哲久君） 了解です。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 議長のお許しいただきましたので、一般質問させていただきます。

役場の前にぼんとできています三宅町交流まちづくりセンターM i i MOについてです。

三宅町の未来に影響するM i i MOの建物が完成しています。4月からM i i MO関連運営の組織もできて、今後のことがすごく気になっています。

オープンに向けた取組の進捗状況と施設の活用策などについて伺いたいと思います。

再質問は自席で行います。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えします。

町では、M i i MOの運営管理に関わる新たな組織として、本年4月に職員2名、会計年度任用職員1名の計3名体制によるM i i MO運営室を立ち上げました。

また、地域コミュニティプロデューサーや窓口コンシェルジュ、図書室パート職員の募集の結果、地域コミュニティプロデューサーは募集オンライン説明会の参加者63名から2名、窓口コンシェルジュは1名、図書室パート職員は4名、計7名の採用を決定したところであ

り、今後は合計10名の組織体制によりM i i MOの運営管理を進めてまいります。

また、M i i MO食堂のシェアキッチン参加者の募集選考により7者を決定したほか、地域住民の代表を交えた地域コーディネーター会議の開催、図書運営に係る先進大学との協議や蔵書充実のための図書の追加発注、ツイッターのアカウント開設、M i i MOクラブ会員の受付開始、コワーキングスペースや図書室内の大型備品やフリーW i - F i設備の発注等、7月のプレオープンに向け様々な取組を進めているところです。

さらに、6月5日から6月6日の2日間、コロナ感染症対策にも配慮しつつ、M i i MOの見学会を実施いたします。翌7日よりオープン後の施設利用予約を開始するとともに、町民の方々を対象とした1階M i i MOホール、まちキッチン、3階のコミュニティルームのモニター利用を7月4日から7月18日の2週間にわたって実施する予定です。

なお、7月のプレオープン当日のイベントの開催を初め、図書イベントの随時開催や野球グローブ生産100周年事業との共同企画によるイベント開催、シェアキッチンや玄関前スペースを利用したマルシェ等の開催、電子書籍の導入、コワーキングスペースを起点とした企業家育成支援等、複合交流施設としての多面的機能を最大限に活用し、三宅町の未来を育むまちの拠点を目指して、引き続き各種取組を進めてまいります。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、再質問。

○6番（森内哲也君） 回答ありがとうございます。

地域おこし協力隊で参加してくれるというのは、この2名の方やと思うんですけども、町長、外からすごい人を連れてくる天才やなど僕は思っているんで、もし紹介できるのであれば、こんな方が来ますよというような紹介をいただきたいんですが、あと、一緒に働く7名を採用したということも紹介できる範囲で、教えていただけるようであれば教えてください。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 地域コミュニティプロデューサーの方の地域おこし協力隊等での実績でございますけれども、宮崎県のほうで今、お住まいの方で、過去に地域おこし協力隊の事業で実績を残されている方、男性の方ですけれども、1名。もう1方は、地域おこし協力隊での実績等はございませんけれども、人材育成の分野のほうで非常に若い方なんですけれども、実績を持っておられる方1名。計2名の方を今回人事採用させていただきます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。お会いできるのが非常に楽しみに思います。

あと、M i i MOのシェアキッチンのほうもどんどん決まってきたいて、こんなランチ出してくれるよとかも、何か話せる内容があるのであれば、ちょっとこんな時間で、皆さんお腹がもっと減るような感じで紹介いただけたらと思うんですけども、何か決まってきたいとは聞いております。どんなものがあそこで食べられるようになるのかなということも、もしお聞かせいただけるようであれば教えてください。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） シェアキッチン、7業者の、どういったランチを提供できるかということでございますけれども、主なものといたしましては、一般的なカフェメニュー的なものですね。カレーとかパスタとかドリンク類等の軽食のほか、パンの販売等、あと少し珍しいものとしたしましては薬膳料理、それをお弁当という形で提供していただけるというふうな形で参加していただく予定をしております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。お腹減ってきました。ちゃっちゃといきます。すみません。

今、M i i MOクラブ会員の受付って、多分オンラインでは始まっていたかと、僕も申し込んだんですけども、その状況と誰が審査するねん、森内、登録しておったけれどもだめとかと言われたらかなわんと思うんですけども、誰が登録審査とかするのかというところを教えてください。今の何か状況とか。分かりますか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） M i i MOのクラブ会員の登録状況のほうにつきましては、今後、随時、ホームページ等で公表させていただきたいというふうには考えておるんですけども、審査のほうにつきましては、主にM i i MO運営室のほうで審査のほうをさせていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 明日、あさってが見学会ですよ。見学会はまだちょっと什器とかが入っていないので、がらんとしていて、イメージがわきにくいかなとは思っていますけれど

も、ぜひ傍聴に来ていただいている方もどきに来ていただけたらと思います。

モニター利用についてと、ごめんなさい、順番に行きます。利用予約なんですけれども、7月、翌7日というから7月かな。どんな形になりますか。一応7月7日から何か月先まで予約できるとか、町内優先の人があるのかとか、M i i MOクラブ会員が優先ですよとかと、そういう予約のルールがあれば、今の段階で、教えてください。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません。モニター利用の件につきましては、明日とあさって土日にかけて見学会を実施させていただいた後、翌7日、6月7日から開始を予定いたしております、町在住の方、もしくはM i i MOクラブ会員の方、対象にいたしております、3か月先まで予約可能という形で考えております。

利用料金等は詳細、細かくなっておりますので、一番直近の広報紙のほうでも詳しく紹介させていただいておりますので、そちらのほうをまたご参照いただければと思います。

以上でございます。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） ほか、ありますか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） すみません。何か混乱してきた。

ちょっといろいろと情報が盛りだくさんなんですけれども、ランチは実際はプレオープンからとなるんですか、ランチのお店が出るというのは、7月、それから22かな。どうなんでしょう。お昼食べられるでというのはいつなんでしょう。

○議長（辰巳光則君） 決まっている範囲で、お答えできたら。

竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 7月のプレオープンに間に合うように、今ちょっと業者さんのほうとも調整はさせていただいているんですけども、詳細はまたちょっと検討中でございますので、決まり次第、ご報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） すみません。細かいことをいろいろ聞きました。また随時情報更新、ツイッターなんかでも発信して下さっているの、お願いします。非常に期待していて、どうなるのかなというの、心配も併せてしていますので、応援していけたらと思いますので。

以上にさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

これで森内議員の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

奈良県の新型コロナウイルス感染者は、4月の初めから毎日80名前後を推移し、三宅町の感染者は、3月が4名、4月が11名、5月が5月13日まで8人と増加してきています。三宅小学校や式下中学校は5月13日、14日が休校になっております。三宅町の感染拡大防止対策として、現在どのような施策を行っておるのでしょうか。町長の所見を伺います。

社会福祉協議会が行っている緊急小口融資資金、総合支援資金の貸付け状況は、昨年4月から今年の3月まで151件、5,980万円の貸付けとなっています。

この貸付け制度について、3月3日付の厚生労働省社会・援護局地域福祉課の生活困窮者自立支援室長からの事務連絡が出されています。この連絡文書では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、非正規雇用の方など生活が不安定な方々の暮らしへの影響が危惧され、こうした方々へしっかりした支援をしていくことが重要な課題となっておりますと言っておりますが、貸付け期間は令和3年6月末となっています。

新型コロナの感染はいつまで続くか分かりません。ワクチンの接種も始まっていますが、いつまで感染拡大が続くか不明です。政府に対し延長の申し入れを行うなど、住民の生活を守ることが自治体の長の責任だと思いますが、町長の所見を伺います。

次に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法についてであります。

過疎地域自立特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、4月から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法となり、三宅町も該当することになりました。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎対策の目標と支援措置についての内容の報告と、三宅町としての今後どのようにしていくのか、町長の所見を伺います。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業として、高齢者の買物支援が項目として入れられています。三宅町の高齢化率は5月1日現在、36.1%となっており、現役の方は自動車

を利用して買物等に行っておられますが、80歳代になると交通事故等も考え、自動車免許の返納が増えてきています。三宅町内にはスーパー等もないし、今後、高齢者の買物支援が必要になってきています。今後どのようにしていくのか、町長の所見を伺います。

次に、監査請求についてであります。

地方自治法第98条2項の規定に基づき、令和3年3月3日付の三宅町議会第212号で請求のあった監査を実施したので結果を提出しますという結果をもらいました。この中に、公文書等の管理についての項目があります。公文書等の管理ガイドラインを早く作成し、職員の共通認識を図る必要があると指摘されています。今後どのようにするのか、町長の所見を伺います。

次に、デジタル法についてであります。

菅内閣が目玉にしているデジタル法が12日の参議院本会議で自民、公明、維新の賛成多数で成立しました。三宅町も事務のデジタル化が進んでいますが、9月にデジタル庁が発足し、各自治体のデジタル化が一層進められると思います。マイナンバー制度の促進、個人情報保護やプライバシーの侵害が予想されますが、三宅町の対応はどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては、自席から再質問させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症について回答させていただきます。

奈良県においては、感染者数も10人台まで減少し、第4波も落ち着いてきたように感じられますが、いまだ近隣府県の緊急事態宣言は継続されており、奈良県においても緊急対応措置が実施されています。

三宅町においては、感染拡大防止対策として、役場庁舎を初め、小学校や幼稚園、公民館など人が集まる施設出入口に自動手指消毒器を設置し、小学校や幼稚園にあっては非接触体温計を設置し、体調管理を行うとともに、日々の学習や園内活動については、文部科学省から発出されている衛生管理マニュアルを基に実施の可否を精査し、対応しております。

変異種が出現している状況下にあっては、今後もいつ感染が拡大するか予測できない状況ですので、感染防止に係る情報や助成事業等新型コロナウイルス感染症に関する情報については、きめ細やかに情報発信してまいりたいと考えております。

感染拡大防止対策として要となるワクチン接種事業については、希望される住民の皆様が

速やかに接種できるよう、役場全体で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、貸付け制度については、三宅町においても多くの方が利用されております。国においても期間延長が検討され、8月末まで延長する方針が出されております。

今後も必要に応じた対応がなされるよう、国の動向を注視してまいります。

次に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について回答いたします。

令和2年度に、三宅ビジョン並びに第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、20年後のまちの将来像「自分らしくハッピーにスモールタウン三宅町」とお示ししました。

そして、大きな目標「みんなが好きなまち三宅町を多様な『つながり』とみんなの『やりたい』で育む」とし、人口の安定化を図るため、4つの基本目標の下、住民の皆さんと一緒に三宅の未来をつくる取組を進めてまいります。

さて、本年4月から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、市町村は、地域の持続的発展の基本方針や目標等について、議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画において定めることになっており、現在、9月議会の上程を目指し、計画案の作成を進めているところでございます。

本計画案では、基本目標を三宅ビジョンでお示ししている20年後の町の将来像とし、計画案に基づく事業には、財政上の負担や補助割合の特別措置による国からの支援や地方債等を最大限に活用し、町の活性化に資する取組を積極的に進めてまいります。

次に、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業ですが、当該事業の対象は、過疎地域を初めとした条件不利地域、いわゆる過疎認定を受けている地域であり、本町も該当いたします。

また、事業主体は集落ネットワーク圏を支える中心的な組織や地域運営組織等とされており、自治会がこれに該当いたします。

その事業主体が、集落機能の維持・活性化プランを策定し、そのプランに基づき高齢者の買物支援等の取組を実施する場合に一定の補助が受けられるものであり、町内自治会においてこの事業を活用されるご意向があれば、本町が支援をいたします。

また、町独自では、地域公共タクシー券の継続補助、三宅町アプリ（子育てシェアアプリ）の活用促進、見守り移動販売とくしまるの利用促進、Mi i MOのシェアキッチンによる食品販売等を通じ、高齢者の買物支援を引き続き実施してまいります。

次に、監査請求について回答させていただきます。

先般の議会監査請求に基づく監査の実施に当たり、令和2年10月に行われた三宅町放課後児童健全育成事業委託業務公募型プロポーザルに係る各審査委員の採点表の保存について、本町における公文書管理はいかなる規定に基づいて行われているかという監査の着眼点が示されました。

監査報告書では、三宅町の文書管理は、三宅町文書規程及び文書編纂保存規程において管理されているが、三宅町文書管理規程の種類において定めはあるものの、個別の採点表を公文書とする定めはなく、公文書と判断する基準も見当たらないとの意見が付されています。

本町としてはこのことを重く受け止め、今回の担当課において個別の採点表が公文書との認識がないまま破棄に至ったとの経緯を踏まえ、改めて公文書の適正管理を図るため、環境整備を現在検討しております。

具体的には、事例抑制のためにプロポーザル方式実施に係るガイドラインを整備、2点目、公文書管理に関する規程等を整理し、文書管理責任者の役割など文書管理体制を明確化、3点目、公文書管理の手引となるガイドラインを作成するとともに、職員の能力向上や意識改革を図るための職員研修の実施を考えております。

必要な文書が適切に作成、保存されていなければ、行政の活動、取組が適正に評価されないという結果を招きます。また、文書を適正に管理することにより、行政サービスの向上やリスク管理のみならず、職場環境の改善や業務効率化を通じ、職員自身へのメリットも期待できます。

そのためには、職員一人一人が文書管理ルールを十分に理解した上で実践していくことが大切であり、本町といたしましては、今、一層の公文書の適正な管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、デジタル化についてご回答させていただきます。

令和3年2月9日に第204回通常国会に提出されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律は、令和3年5月12日の国会において可決、成立し、同年5月19日に公布されました。

本デジタル関連法により改正された個人情報保護法の施行日は、行政機関及び独立行政法人等に関する規律の規定や、学術機関等に対する適用除外規定の見直し等については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、地方公共団体に関する規律の規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

としております。

本デジタル関連法は、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行うものでございます。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方については、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護と、データ流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で定め、法律の適格な運用を確保するため、国がガイドラインを策定することになっております。

デジタル化は、情報通信技術の発展と行政サービスの利便性向上のためにも、行政として積極的に取り組むべき課題であると認識しておりますが、このことにより、町民の個人情報の保護が置き去りになるようなことは、あってはならないものと考えております。

本町といたしましても、引き続き個人情報保護制度に関する国の動向を注視しつつ、個人情報の適切な取扱いや管理、維持に努め、デジタル化の拡大に向けて取り組んでまいります。

○議長（辰巳光則君） 池田議員、再質問。

池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、新型コロナ対策ですが、既にワクチンの接種が始まっているんですけども、ワクチンの入荷等の工程はどのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） ワクチンの入荷等の工程についてですけども、6月分としては6月8日に195本入荷します。これまで2週間おきに配送されてきておるんですけども、6月後半に配送を依頼しておりますが、現在のところ、配送日は未定となっております。

ただし、国のほうからの説明では、順次入荷するというふうに報告は受けております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、このワクチンの接種について、三宅町のやり方について、住民の方から、最初はちょっとつまずきもあったけれども、今現在のところはスムーズにしているという評価をいただいているわけです。そして、また、そのやり方について、田原本町の医師自身も、こういうやり方はいいなということなんか感想を出されております。

このワクチンについて、接種したからといって感染しないというのではなしに、感染しにくいということであり、今後もマスクや手洗い等が続けていくことが大事だというふうに言

われています。三宅町独自として、この新型コロナの対策について、町としての独自の施策はないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 池田議員おっしゃるとおり、ワクチン接種、2回接種が済んだからといって、必ずコロナにかからないという保証はございません。現に今、神戸市のほうで見つかった変異株につきましては、ワクチンの効果のほうが疑問視されていたりとかもしておりますので、引き続きマスクの着用、手洗い、手指消毒、そちらにつきましては、住民の皆様を実施していただくようにきちんとお願いするとともに、また、今まで対策させていただいておりましたような3密の回避であったりとか、役場や公共施設のほうの消毒液の補充等につきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 町独自として、新型コロナをこれ以上感染させないということについて、独自にやっぱり考えることが必要ではないかというふうに思うんです。

先日も報道されていたんですけれども、3月2日から5月17日までの間に全国の保育園等で子供の感染が100件以上あったというふうに言われています。学校や保育園等の先生や保育士さんへのワクチンの接種を優先的にいき、子供や生徒の感染者を出さないということが今求められているんじゃないのでしょうか。こういうことに対する町としての姿勢はどうなんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 現在、高齢者の方を優先接種対象者としてワクチンのほうの入荷をしているところですので、そのワクチンを使って特別にというか、優先接種者として保育士さんであったりとか小学校の先生を優先的にという体制は、ちょっと今は考えておりません。

ただし、希釈済みの当日の接種、そちらのほうでワクチンが余った場合には、廃棄するわけにはいきませんので、当日、ワクチン接種事業に保育士さんも従事していただいておりますので、そういった方に優先的に接種するという体制は取っていけるかと考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） それと同時に、三宅町内でも感染者が出ているんですけれども、感染者が出た自治体ごとにPCR検査や抗原定量検査を行って、無症状感染者、初期症状感染者を早く見つけ出して保護するとともに、感染を封じ込めるということができるのではないで

しょうか。こういう方法についても考えていくべきではないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 現在、奈良県からは、年代、性別、市町村名、職業、現在の状態、推定感染経路が発表されているのみです。当町としましても、その情報しか知り得ないため、池田議員おっしゃるように、地域を限定して検査を行うといったことは難しいと思われまます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） なかなか新型コロナを封じ込めるということはなかなか難しいと思うんですけども、そういうできるところから自治体としても手を打っていくということが大切ではないかというふうに思います。

次に、過疎地域の持続的発展の支援の特別措置法についてでありますけれども、今回、集団ネットワーク圏形成支援事業としての高齢者の買物支援が項目として入れられました。町内の買物ができるように、施設だけを町が提供し、施設の中で業者やボランティア等が販売活動ができるような協同組合みたいなものをつくって、買物ができる場所をつくるということとは考えられないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 7月にオープンするMi i MOを使って、先ほども申し上げましたとおり、まちキッチンを通じての食品等の提供ですとか、今のところ、野菜マルシェ等の販売企画というのも考えておりますので、そういったものも使った形で、高齢者様の買物支援というのはできるものと考えております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、三宅町の各自治体の中でも移動販売とかそういうことも言われて、実際やられているというところもあるんで、実際、高齢者が自分の自宅の近くで買物ができるといような方法を考えていくということが大事ではないかというふうに思うんです。そういう点で、答弁でも、各自治会がそういう主体になってほしいということが言われているんですけども、自治会だけじゃなしに、民間の人たちだとかそういういろんな方々がそういう主体になって、自発的にそういう住民の生活を守っていくという観点を町としてどのように支えていくのかということは大切じゃないかというふうに思うんです。

そういう観点から、この件についても十分検討していくことが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員おっしゃるように、本当に支え合いというのが大事になってくるかなというふうに思っています。また、池田議員の、今、ご質問の中でも、民間のプレーヤーが大事であるというような、それを支援するのが行政の役割ではないかというような趣旨かなというふうに認識しています。

町といたしましても、そういったまちの皆さんのやりたいを応援していくと、Mi i MOでもそういうコンセプトでやっていきたいというふうに思っていますので、町としても、そういう共助であったりという部分、協働の取組というところを進めていきたいというふう思っていますので、池田議員も、いいご意見いただいて、ぜひプレーヤーとしてもご支援いただけたらなというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 以上で終わります。

○議長（辰巳光則君） ほかによろしいですか。

○9番（池田年夫君） はい。

○議長（辰巳光則君） わかりました。

これで、池田年夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思っております。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年6月三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、13件の重要案件について慎重審議いただき、全議案ご可決、ご承認、ご同意を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対策ですが、国では、今年28日、5月31日までとされていた3回目の緊急事態宣言が、新規陽性者数は引き続き高い水準で、関西圏を中心に病床は非常に厳しい状況が続いているとして、6月20日まで延長されました。

また、奈良県においては、奈良県も防御的な戦略を取る必要があるとして、緊急事態宣言の延長に合わせ、県独自の緊急対処措置の実行期間を6月20日まで延長し、県の実情にふさわしい措置が取られる中、わずかながら新規感染者の発生数についても横ばいから減少に向かう傾向も見え始めております。

また、本町でも、5月の大型連休前には7件、連休後には8件の感染者が発生していましたが、5月中旬から本日まで新規感染者は発生しておらず、住民の皆様のご努力が少なからず現れ始めているのではないかと感じております。

ただ、県内では、重症対応病床占有率が60%を超え、地域医療においては逼迫した状況が続き、これからも医療現場は深刻な事態が予測されます。

今後、デルタ系の変移株の流行が懸念され、最大限の警戒をもって対応しなければならず、どのような事態が起こるか予測できない状態ではありますが、私たちの生活や社会が深刻な状態とならないよう、引き続きマスクの着用、手指消毒の徹底、3密を避ける等の最大限の感染対策を講じていただくよう啓発を続け、住民の皆様への命と暮らしを守るために、国や奈良県、関係機関との連携を図りながら、本町としてできる限りの先を見越した対策を考え、適切かつ迅速に対応してまいりたく、引き続き議員の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、大和平野中央プロジェクトについては、先月28日の全員協議会でもご報告させていただいたとおり、磯城郡の3町が、計画の実現に向け、それぞれのテーマと役割を持って取

組を進めることで合意に至ったため、奈良県と3町において基本協定を締結いたしました。本町、磯城郡、そして奈良県の地域経済の発展と雇用の創出からの新たな町づくりに向けて緊密に連携した協議を重ね、三宅町にとって大きな期待を持って取り組んでまいりたいと考えております。

議員皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とお力添えを賜りますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、いよいよ7月22日に予定しております交流まちづくりセンターMi i MOのプレオープンが近づいてまいりました。Mi i MO運営室では着々とオープンに向け準備を進める中、町民の皆様の見学会を明日5日の土曜日に、町外の方を対象とした見学会をあさって6日の日曜日に予定しております。また、森内議員の一般質問の回答でも触れましたが、来週7日の月曜日から利用予約の開始とともに、Mi i MOクラブへの受付も開始する中、使い心地や不便な運用面を利用者から直接お聞きするために、7月4日から2週間、町民の皆様を対象としたモニター利用期間を設け、プレオープン後の円滑な運用に向けて準備を行うこととしております。

プレオープン以降、当面の間、外構工事のため大きなイベント等を開催することはできませんが、Mi i MO食堂で出店を予定されている事業者様を初め、今後、Mi i MOで活動される皆様方も一緒に、本町の未来を育むまちの拠点として、まちのみんなができること、やりたいことを積み重ねることができる施設となるよう目指してまいります。

最後になりますが、梅雨明けとともに夏本番を迎えますが、議員皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和3年6月第2回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、令和3年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（午後 1時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員